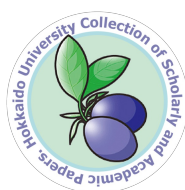




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	伝統中国社会と廊橋：明清時代の福建をめぐる初歩的考察
Author(s)	三木, 聡; Miki, Satoshi
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 171, 1 (右) -61 (右)
Issue Date	2023-12-08
DOI	https://doi.org/10.14943/bfhhs.171.r1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90882
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_171_Miki.pdf



伝統中国社会と廊橋

—— 明清時代の福建をめぐる初步的考察 ——

はじめに

一 中国橋梁史と廊橋研究

二 福建の廊橋

三 明清時代の地方志と廊橋

(i) 輿図・絵図

(ii) 橋名一覧

(iii) 橋記

四 廊橋と市・墟

五 廊橋と神龕

三

木

聰

おわりに

はじめに

本稿は、一般に中国で「廊橋」といわれる屋根の付いた橋を（伝統中国）という歴史的な文脈のなかに置いて考察しようとするものである。

日本語では屋根付橋（屋根付き橋）と表現されることもある廊橋を、中国ではほかに「廊屋橋」「屋橋」「屋蓋橋」「風雨橋」「花橋」等とも称されており、一部の地域では「厝橋」「棚橋」「亭橋」という独特の表現も見られるが、ここではすべて廊橋として叙述することにした^①。その理由の一つは、廊橋が学術用語として使われるに当たって、中国の建築史家として著名な劉敦楨（生没は一八九七—一九六八年）がおそらくは一九四〇年代に書かれた論文「中国之廊橋」のなかで、

暫時「廊橋」の二字でこの文を撰述することは、或いは橋の外形構造に比較的接近できるが、ただ勝手に命名したものであり、私の方から先例とすることはできず、なお博識な諸君子の批評を願うものである^②。

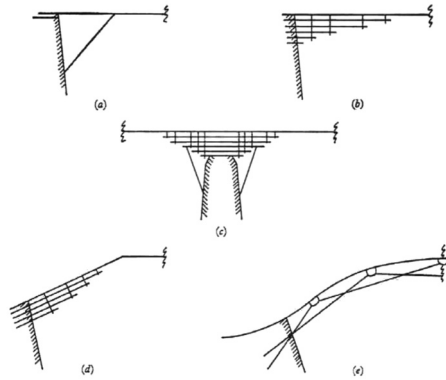
なお、屋根の付いた橋は、日本においても、またアジア、ヨーロッパ、さらに北アメリカにおいても、さまざまな地域でその存在が確認されている。日本では「屋形橋」「鞘橋」「呉橋」等と表現されることが多く、ヨーロッパについてはイタリアの有名なヴェッキオ橋（フィレンツェ）のようにその外観から日本語では「家橋」と呼ばれている^③。

本稿の目的は、伝統中国の農村社会、特に東南沿海に位置する福建の農村社会における廊橋の存在形態を探究することにある。後述するように、福建省の各地、特に東部（閩東）・北部（閩北）・西部（閩西）の各地域には数多の廊橋が現存しており、特に現在の行政区画では閩東の寧徳市に所属する寿寧県（明清時代は建寧府属・福寧府属）は（木拱廊橋文化の郷）と称されている⁽⁴⁾。

本稿を論述するに当たっては、次のような手順で考察を進めていくことにしたい。第一に、従来の中国橋梁史研究および近年の廊橋研究を振り返り、注目すべき論点を整理する。第二に、福建の廊橋をめぐる現状分析から遡及的に明清時代の廊橋について検討を加える。第三に、明清時代の福建の廊橋については、福建各地の地方志を主な史料として分析を加えていく。但し、本稿ではきわめて初歩的な考察に終始している点を最初に断っておきたい。

一 中国橋梁史と廊橋研究

中国橋梁史に関する代表的な研究としては、(1) J・ニーダム『中国の科学と文明』（邦訳の第一〇巻、一九七九年）、(2) 茅以升編『中国古橋技術史』（一九八六年）および(3) 唐實澄編『中国古代橋梁』（一九八七年）を挙げることができる⁽⁵⁾。これらの研究では、個々の叙述のなかで屋根の付いた橋に言及しており、また(3)では「橋屋」の項目が設定されて相應の考察がなされているものの⁽⁶⁾、基本的には橋梁の科学技術的・土木工学的研究が中心であった。すなわち、橋梁といえは橋桁より下の部分であり、橋桁より上に建造物をもつ廊橋に対する注目度は概して低かったといえよう。しながら、橋梁の型式（下部構造）は廊橋の存在自体にも大きく関係しており、ここではそれについて簡単に触れて

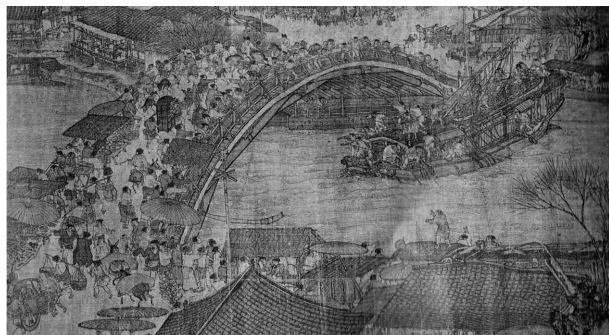


〔図1〕片持ち橋の型式

おくことにしたい。

一般的に、前近代の橋梁の型式としては次の五種類を挙げることができる。①桁橋（中国語では簡支梁橋）。②片持ち橋（同じく伸臂梁橋）。日本では合掌橋・刎橋・肱木橋等ともいわれている。③アーチ橋（同じく石造の場合は石拱橋）。④吊り橋（同じく索橋）。これらに加えて⑤舟橋（同じく浮橋）である。橋の型式のなかで廊橋の多くに用いられるのは、後述するように②と③である。〔図1〕は二ードムの著作（邦訳書）から引いてきたものであるが、ここには片持ち橋（②）における五種類のバリエーションが挙げられ、次のような訳語が与えられている。すなわち、(a)「控え迫り持ち支柱「橋」」、(b)「水平片持ち橋」、(c)「水平片持ち梁と控え迫り持ち支柱の組合せ「橋」」、(d)「跳ね上げ式片持ち梁橋」、そして(e)「多角形型跳ね上げ式片持ち橋」である。⁽⁸⁾これらのうち(a)・(b)・(e)が廊橋に多く用いられており、中国語では一般に、(a)「八字撐架（廊）橋」、(b)「木伸臂（廊）橋」、(e)「木拱（廊）橋」（或いは「貫木拱（廊）橋」といわれている。

さて、中国橋梁史研究において、これまで特に注目されてきたのが(e)の「木拱橋」である。その理由の一端は、北宋末の開封を描いたとされる張枋端『清明上河図』に見える「虹橋」に在った。この虹橋がまさしく木拱橋であり、浙江南部（浙南）や福建東部（閩東）に多く存在する木拱廊橋と下部構造が共通するものだったのである。



〔図2〕張昉端『清明上河図』「虹橋」

かつては「虹橋」を形づくっていた橋梁技術は失伝したと考えられていた。^⑨しかしながら、一九七〇年代以降、閩東・浙南において木拱廊橋が次々と（発見）されたのである。それらの多くは、現在の行政区画でいえば福建省の寧徳市および浙江省の温州市・麗水市に存在していた。こうした（発見）によって北宋時代の「虹橋」技術との関連性にも注目が集まってきたのである。現時点において、『清明上河図』の「虹橋」（〔図2〕）から閩東・浙南の木拱廊橋へと技術の伝播については、三つの説、すなわち第一に北宋伝播説、第二に南宋伝播説、そして第三に独立発展説が提起されているものの、いずれも未だ定説として確立するには至っていない。^⑩

さて、福建における廊橋研究の出発点は、まさしく一九七〇年代以降における閩東を中心とした木拱廊橋の（発見）に在った。そして、実際に各地の廊橋の調査から研究へと進展したのは二〇〇〇年代に入ってからだと思われる。その代表的なものとして、ここでは次の二つの研究文献を挙げることにしよう。

第一に、戴志堅『中国廊橋』（二〇〇五年）であり、第二に、寧徳市文化出版局編『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』（二〇〇六年）である。^⑪前者では、福建の廊橋のほかに、浙江南部の温州市泰順県および麗水市慶元県の、さらには広西・湖南・貴州の侗族地区の廊橋を取り上げているが、福建については全部で四一の廊橋が詳細に紹介されている。また後者では、寧徳市の木拱廊橋を中心に、福建は二三二の廊橋が、

浙江は温州・麗水両市を併せて九の廊橋が存在すること、さらに一九四九—八八年の間に大水による流失等によって五〇の廊橋がすでに現存しないことが指摘されている。二〇一〇年代以降、福建では個別の地域において廊橋の調査が進展している。すなわち、福州市閩侯県、泉州市德化县、南平市光沢県・松溪県・政和県、龍巖市、寧徳市屏南県・寿寧県・福安市、等である⁽¹²⁾。

なお、わが国の中国廊橋に関する研究としては、すでに出田肇『中国木造屋根付橋』（一九九八年）が存在する。ここでは広西壮族自治区（柳州市三江侗族自治县）・福建省（寧徳市屏南県）・浙江省（温州市泰順県・寧波市鄞江区・金華市武義県）の併せて二七の廊橋の現地調査と現状分析が行われている⁽¹³⁾。

ところで、これまでに発表された廊橋研究の特徴の一つは、人文・社会的側面を重視してきたことである。その一方で、もちろん、廊橋の科学技術的側面についても論及されており、橋屋が廊橋自体の安定性に寄与すること、すなわち橋の自重が増すことで大水等による流失の防止につながることに、さらに木造橋の場合、橋屋の屋根や両側の遮蔽板が橋全体の腐蝕を防ぎ、その寿命を延長させることが指摘されている⁽¹⁴⁾。

従来の廊橋研究によれば、特に橋屋・橋廊という上部構造に関連する諸機能・諸側面を、ほぼ、次のような五つの特徴にまとめることができる⁽¹⁵⁾。第一に、廊橋が〈社交空間〉として機能することである。後述するように、多くの廊橋には橋屋の両側にベンチが設けられており、橋を渡る人々が一時的に休憩することができ、また人々の間で談話・談笑がなされ、さらにそこではさまざまな娯楽さえも行われているという。第二に、廊橋自体が〈祭祀空間〉となっていることである。数多の廊橋には「神龕」といわれる神棚（或いは小部屋）が設けられ、そこには多種多様な神仏の像が祀られており、周辺地域の人々は当該の廊橋を祠廟と同一の存在と看做しているのである。まさに〈橋廟結合〉

であった。第三に、廊橋が〈商業空間〉としての側面を有することである。これも後に紹介するように、私が訪れた寧化県の水茜双虹橋（赤衛古橋）では定期市が開かれており、橋屋内には農産物等の商品を並べるためのコンクリートの台が設置されていた。⁽¹⁶⁾ 第四に、廊橋自体が〈風水機能〉を果たしていることである。農村地域に建設された廊橋は村落の運氣を維持するための装置として機能しており、村落の入口（「水口」）に設置された廊橋は外部から侵入しようとする〈悪気〉を防ぎ、逆に出口（「水尾」）に設けられた廊橋は村落内の良い運氣の流失を防ぐといわれている。⁽¹⁷⁾ そして、第五に、廊橋が地域の〈ランドマーク〉として存在していることである。それは地域の景観という側面においても、重要な役割を果たすものであった。

現在の廊橋をめぐる如上の特徴のいくつかは、明清時代の福建の史料のなかにも見出すことができる。ここでは共に著名な史料ではあるが、明の万曆十二年（一五八四）から福建の提学副使として在任した王世懋の(a)『閩部疏』と、清の順治四年（一六四七）から同十一年（一六五四）まで福建按察使および同左右布政使を務めた周亮工の(b)『閩小紀』巻一、「橋梁」の記事を提示することにした。⁽¹⁸⁾

(a) 閩中橋梁申天下。雖山拗細澗、皆以巨石梁之。上施檼棟、都極壯麗。初謂山間木石易辨、已乃知非得已。蓋閩水怒而善崩、故以數十重重木庄之。中多設神仏像、香火甚嚴、亦庄鎮意也。

閩中の橋梁は天下第一である。山中の曲がりくねった細澗でも、皆、巨石で「橋」梁としている。上には屋根を施し、すべてが極めて壮麗である。初めは山間では木石が入手し易いからと思っていたが、已に「それが」已むを得ないことを知った。蓋し閩の水（川）は激流で崩れやすく、故に數十重の重たい木で庄するのである。「橋」中には多く神仏の像が設けられ、香火は甚だ厳「格」であるが、「そこには」また庄おさえて鎮めるという意が込められている。

(b) 閩中橋梁、最為巨麗。橋上架屋、翼翼楚楚、無処不堪圖画。吳文中落筆、即倣而為之。第以閩地多雨、欲便于憩足者、兩簷下類覆以木板、深輒數尺。俯欄有致、遊目無餘、似畏人見好山色、故障之者。予每度一橋、輒為愴嘆。閩中の橋梁は、最も巨「大・壮」麗である。橋上には屋が架けられ、雄壮かつ華麗であり、絵画に堪えない処は無い。吳文中（吳彬）の落筆は、即ち「橋を」模写してこれを描いている。ただ閩の地は雨が多いために、足を休める者に都合がよいように、兩方の簷の下はほぼ木板で覆われており、その深（長）さは数尺にもなる。欄干から俯して觀ようとしても、遊目には餘「裕」が無く、「あたかも」人々が好い山の景色を見ることを畏れて、故意に妨げているものようである。私は一つの橋を渡ることに、輒ち慨嘆するのであった。

(a) では、廊橋自体にその重量によって福建の河川の激流による流失を防止するという意図が込められており、また橋内には「神仏の像」が設置されていたことが述べられている。他方、(b) では、福建（特に山区）が多雨地域であることもあって、廊橋の左右の側面には「木板」による「覆い」すなわち風雨を防ぐための遮蔽板が設けられており、それが橋から風景を眺める際に視界の妨げになっているという。さらに、(a) では廊橋が「壮麗」とあり、(b) では「巨麗」で絵画の恰好の対象になるものとされている。明清時代においても、廊橋は地域の景観のなかで、まさしく、きわめて特異で際立つ存在だったといえよう。

本節の最後に、わが国の中国史研究と橋梁——廊橋ではなく——との関連について触れておくことにしたい。特に明清時代に関連するものとしては、川勝守および相田洋の研究を挙げることができる。⁽¹⁹⁾ 前者は一九九四年に「九州石橋」と「江南虹橋」との比較研究として発表されたものであるが、ここで川勝は橋梁史研究では自然環境と同時に「社会的歴史的條件」に対する視座の必要性を強調している。また中国の江南地域、特に湖州府烏程県の南潯鎮をめぐっ

て「橋による交通路確保」が「市街の形成」を促し、さらに特産の〈湖糸〉の価格の推移が「橋の重建重修」に大きく影響したという見とおしを語っている。⁽²⁰⁾まさに社会経済史研究という枠内で橋梁を取り扱ったものだといえるが、その後の具体的な展開がなされなかったことはきわめて残念である。一方、後者の研究は「橋の境界性」に注目するという民俗学的視点を導入したものである。通時代的考察によって、橋の建設が仏教教団や民間の〈義〉の結合と関連していたこと、また橋という「境界の象徴」が「共同体と共同体との境界」に位置する〈市〉と親和性の強いものであったことが指摘されている。⁽²¹⁾明清時代の墟市と橋梁の関連については、第四節で論及することにした。

二 福建の廊橋

現時点において、福建にはどれほどの数の廊橋が存在（残存）しているのだろうか。

取り敢えず、すでに前節で言及した戴志堅および寧徳市文化与出版局編の両書と国家文物局編『中国文物地图集・福建分冊』（二〇〇七年）に記載されている廊橋を中心に、その後、二〇一〇年代以降に、個別地域の調査によってその存在が明らかにされた廊橋を加えて、きわめて単純な数値データを提示したのが「表1」である。⁽²²⁾ここでは福建全体の廊橋数のほかに、内訳として下部構造に基づき福建の廊橋に数多く見られる木拱廊橋・石拱廊橋・木伸臂廊橋およびその他に分類し、その数値を挙げてある。

あくまでも差しあたりの数値であるが、「表1」によれば福建に現存する廊橋の数は二七一となる。現在の省より下位の行政区画でいえば、閩東に位置する寧徳市が一三一橋と突出して多く、次いで南平市・三明市・龍巖市というよ

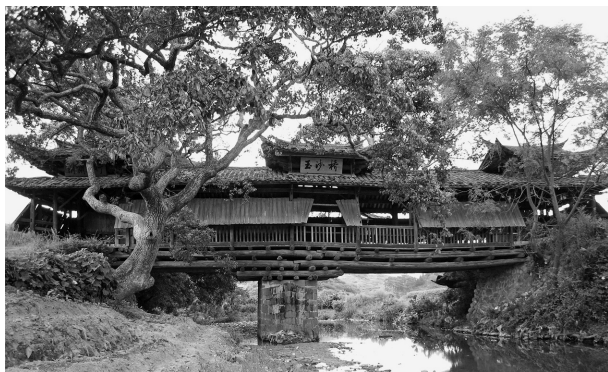
[表 1] 現存する福建の廊橋

市	廊橋数	木拱廊橋	石拱廊橋	木伸臂廊橋	その他
福州市	18	6	4	4	4
廈門市	0	0	0	0	0
漳州市	1	0	1	0	0
泉州市	18	1	7	1	9
莆田市	0	0	0	0	0
三明市	37	3	23	3	8
南平市	44	12	19	5	8
龍巖市	22	1	9	2	10
寧徳市	131	61	25	32	13
合計	271	84	88	47	52

うに閩北・閩西の地域が続き、沿海に位置する閩南地域はきわめて少数の廊橋しか現存していない。泉州市の廊橋数は一八となっているが、そのほとんどは北部の山区に位置する徳化県の数値である。⁽²³⁾ また、廊橋の型式としては木拱廊橋と石拱廊橋の数が拮抗しているが、特に木拱廊橋については寧徳市が六一とこれも突出して多く、福建全体の木拱廊橋数のおよそ七三%を占めている。因みに、わが国にも中国の廊橋に相当する屋根付きの橋は存在しているが、現存する数は六二橋であり、人々が日常の生活で利用する橋はごく僅かで、そのほとんどは神社や寺院の境内に存在する橋であるという。⁽²⁴⁾

次に、私が数少ない福建の調査で寓目した廊橋について簡単に紹介することにした。二〇〇九年九月と二〇一〇年九月の二度にわたって、科研による実地調査のために三明市寧化県を訪れた。その目的は清初に当地で起こった〈黄通の抗租反乱〉に関連する史料と文献の調査であった。⁽²⁵⁾

廈門を出発して寧化へ向かう途中の龍巖市連城県四堡鎮（清代には汀州府長汀県四保里）で目にしたのが「写真1」として挙げた玉沙橋（玉砂橋）である。外観からも明らかなように「一墩二孔」の木伸臂廊橋である。「一墩二孔」と



〔写真1〕玉沙橋

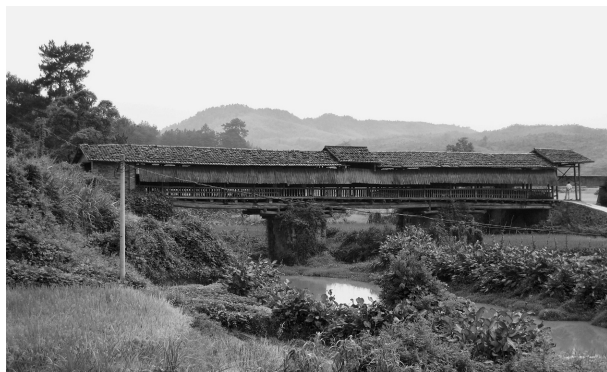
は下部構造が一つの橋脚と二つの径間（水路）によって構成されているという謂である。橋屋の両側には一部に缺損が見られるとはいえ、風雨を遮蔽する板が張りめぐらされている。また橋内には両側にベンチも設けられていた。一九九三年に刊行された新編『連城県志』巻九、交通の「古橋」によれば、玉沙橋は「馬屋内村水口」に所在しており、康熙二十三年（一六八四）に最初に建造され、その長さは三四メートルであるという。⁽²⁶⁾ なお、乾隆『長汀県志』巻六、城池、橋梁では「玉沙橋」について、次のように記載されている。

四保里、馬屋族衆建。有記。

四保里、馬屋族衆が建「造」した。「橋」記が残されている。

玉沙橋が当該地域に聚居する馬姓一族によって建造されたことがわかる。橋内には一九九一年の「告示」とともに「四元以下樂助芳名」と題する匾額が掛けられていた。橋の修理のために義捐金を醸出した人々の芳名録となっているが、そこには一二四の人名が挙げられており、そのうちの一名が陳・丁・李・邱等の姓であるのを除いて、残りの一〇八名には姓が書かれておらず、これらの人々はすべて馬姓であると思われる。なお、現在、玉沙橋上に「神龕」すなわち神仏の像を祀る神棚は存在しないが、かつては「南海観音大士」が祀られていたという。⁽²⁷⁾

寧化県内でもいくつかの廊橋を実地に調査することができた。第一に、



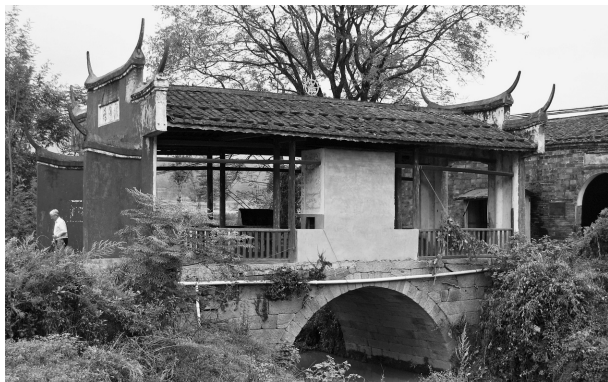
〔写真2〕 烏石下橋

旧県城（翠江鎮）の西に位置する石壁鎮の境域に所在する烏石下橋である。『写真2』に見られるように、これも二墩三孔の木伸臂廊橋である。石壁鎮で披閲した冊子『三明市寧化県石壁鎮保護与發展規画』には烏石下橋が取り上げられており、その「重要建築歴史遺産調査評価表」によれば、当該橋の長さは四二・五メートルで、中央部分には神龕が設けられ「太保神位」が置かれていたという。⁽²⁸⁾ 現在では神龕は存在せず、「写真2」の左側入口付近の壁に「橋神」という文字が無造作に刻まれており、往時の神像の存在を思い起こさせるだけであった。なお、当該の冊子では烏石下橋は清代の康熙年間に初めて建造されたとあるが、民国『寧化県志』巻三、水利志二、津梁には「烏石下橋」について、

石墩四座、瓦屋十二楹。雍正二年、謝煥章等募建。乾隆乙卯、圯于水、張順天等、募捐重建。

石墩は四座、瓦屋は十二楹（間）である。雍正二年、謝煥章等が募「捐」によって建「造」した。乾隆乙卯（六十年）に、洪水で壊されたが、張順天等が、募捐によって重建した。

と書かれている。ここでは雍正二年（一七二四）の「募建」とされているものの、それが「始建」か否かは判然としない。ただ、康熙二十三年（一六八四）に李世熊によって編纂・刊行された康熙『寧化県志』巻二、土地部、津梁志



〔写真3〕 維藩橋

には「烏石下橋」の名を見出すことはできない。

第二に、同じ石壁鎮内に存在する維藩橋である。「写真3」からも明らかのように、現存する維藩橋は、その下部構造によれば単孔の石造アーチ橋、すなわち石拱廊橋ということになる。その長さは一三・五メートルと短いものであるが、真ん中には神龕が設けられ、観音菩薩像が祀られている。清初の「始建」で雍正・乾隆年間に重修されたという。⁽²⁹⁾

第三に、旧寧化県城からほぼ真北の河龍鄉明珠村——黄通の本拠地である旧留猪坑——を指していたとき、田園地帯のなかで偶然、目にしたのが「写真4」の廊橋である。小型バスのなかからは廢屋のようにも見えたが、降りて確認すると、用水路といってもいいほどの小川に架かった単孔の石拱廊橋であった。橋名はどこにも書かれておらず、橋自体の破損もかなり進んでいたが、橋の両側には風雨を防ぐための遮蔽板が残っていた。このような場所に何故、廊橋を建造しなければならなかったのか、不思議な感覚にとらわれたことを記憶している。

第四に、旧寧化県城の北北東に位置する水茜鎮に存在するのが「写真5」の廊橋である。その橋名については、現在、さまざまな呼ばれ方をしているようである。まず、一九九二年の新編『寧化県志』では「現存する古橋で比較的完備しているもの」に「水茜屋橋」として挙げられている。二〇



〔写真4〕無名橋



〔写真5〕水茜双虹橋

をも踏まえて「水茜双虹橋」という橋名を用いることにしたい。

さて「写真5」からも明らかなように、水茜双虹橋は四墩五孔の石拱廊橋であり、長さは六〇メートル（或いは八〇メートル）とされている。⁽³³⁾建造の時期については、同じく橋屋内に掛けられた「二〇〇二年壬午歲十二月」付の匾額に書かれた「橋史」には「奠基建橋」が「光緒壬寅」すなわち光緒二十八年（一九〇二）と記されている。おそら

○五年の戴志堅の著書では「水茜橋」として取り上げられ、「双虹橋」とも称されているという。⁽³¹⁾また、二〇一五年の林思翔の論考では当該橋を「藩維橋」或いは「維藩橋」として記述している。⁽³²⁾他方、われわれが当該橋を調査したとき、橋屋内には「水茜赤衛古橋修□序」という匾額が掛けられており、「赤衛橋」という名でも呼ばれていたようである。ここでは、取り敢えず、後掲の民国『寧化県志』の記述

くは現在の水茜双虹橋の原型——その後、重修を経てはいえ——が光緒二十八年（一九〇二）に建造されたことを示すものではなからうか。その一方で、民国『寧化県志』巻三、水利志二、津梁には、次のような記載を見出すことができる。

在水茜者、曰双虹橋（咸寧間、創建石墩。雍正間、圯。邱姓倡募修復、増造瓦屋数十楹。光緒戊子、災。邱学瓊倡建石甕、瓦屋五楹）。

水茜に所在するものは、双虹橋と言う（咸・寧の間、石墩を創建した。雍正間、「洪水で」壊された。邱姓が倡募して修復し、瓦屋数十楹を増築した。光緒戊子に、被災した。邱学瓊が石甕と瓦屋五楹を倡建した）。

「始建」は「咸寧」すなわち北宋の咸平——熙寧間であるといわれているが、「光緒戊子」すなわち光緒十四年（一八八八）の災害で損壊した橋が「橋史」にあるように同二十八年（一九〇二）に再建されたと理解することは可能であろう。また、雍正年間におそらくは大水によって一部流失した後「数十楹」の橋屋が建造されたのだと思われる。⁽³⁴⁾

現在の水茜双虹橋の橋屋内には、他の廊橋と異なる大きな特徴が見られる。すでに述べたように、それは両側のベンチの前にコンクリートの台が設置されていることである。この橋の上では定期市が開かれ、その期日には農産物をはじめとする商品がそこに並べられ、販売されていたのである。橋は水茜鎮の聚落内を流れる水茜溪に架けられているが、この聚落では古くから定期市（墟市）が開かれていた。明代以降に編纂された寧化県の地方志としては崇禎・康熙・民国の三種が現存しているが、崇禎『寧化県志』巻二、里図、墟市には、

水西墟（在招賢里北安寨。毎月一六日）。

水西墟（招賢里の北安寨に在る。「開催日は」毎月一・六の日である）。

と記されている。康熙県志では同じく「水茜墟」として、民国県志では「水茜墟」として出てくるが、墟の開催日は共に「一・六日」である。⁽³⁵⁾ 水茜鎮では現在に至るまで、明代以来の定期市「橋市」が清代・民国期を通じて持続的に開催されていたのであり、今日ではまさに水茜双虹橋の橋屋内においてそれは行われているのである。⁽³⁶⁾

二〇一九年十一月、私は廈門大学で開催されたワークショップに参加したが、その直前に主催者の鄭振滿教授および廈門大学関係の研究者たちによる三明市の永安市周辺農村の調査にも加わることができた。そのときに訪れた場所の一つが永安市の東北に位置する貢川鎮（明清時代は延平府永安県貢川堡）であった。現在でも明代に建設された城壁が沙溪に沿って残っているが、貢川鎮の南側には湖貢溪が沙溪に合流するところに「写真6」の会清橋が架けられている。一見して明らかのように二墩三孔の石拱廊橋であり、橋屋の両側には風雨を防ぐための遮蔽板が張りめぐらされている。橋の長さは四一メートルであるという。⁽³⁷⁾ また、橋屋内の中央には神龕が設けられ「玄天上帝」（真武大帝）が祀られている。⁽³⁸⁾

会清橋の傍らに近年、造立された「貢川城牆・会清橋」と題する石碑には「会清橋の始建年代は不詳であり、明の成化乙巳年（一四八五年）に始修された」と記されている。一方、当該橋の両方の入口には見事な橋門が設置されており、「会清橋」という橋名を記した同様の匾額が掛けられている。そこには「公元一九九七年歲次／丁丑仲春月重修」とあって匾額自体が一九九七年の重修後に掛けられたものであることがわかると同時に、その頭には「明天啓六年秋建」と書かれているのである。おそらくは現在の会清橋の原型が明末の天啓六年（一六二六）に重建されたものであることを表しているのではなかろうか。万暦『永安県志』卷三、建置誌、橋渡には「会清橋（貢川堡）」とだけあって、会清橋の存在を伝えるのみであるが、「図3」として提示した同県志、卷首、「県境総図」には「貢堡」（貢川堡）の城



〔写真6〕会清橋



〔図3〕永安县県境総図（万曆・部分）

壁の傍らに廊橋が描かれている。これが会清橋だと思われるが、すでに天啓六年（一六二六）⁽³⁹⁾以前の段階から当該橋は廊橋として存在していたのである。

三 明清時代の地方志と廊橋

明清時代の福建の各地にはどれほどの数の廊橋が存在し、どのような役割・機能を果たしていたのであろうか。こうした課題に接近するための恰好の史料は、やはり明清時代に編纂された福建各地の地方志ということになる。中国科学院北京天文台編『中国地方志聯合目録』（一九八五年）に福建の地方志として記載されているものは、郷鎮志等を除いて合計すると全部で二二九種になる。その内訳は、通志が七種、府志が三七種、州志が八種、庁志が三種、そして県志が一七四種である。⁴⁰⁾

これらの地方志からは、ほぼすべてにおいて橋梁関係の史料を見出すことができるが、おおまかにいえば、それらは以下の三種類に分けることができる。第一に、すでに前節で万曆『永安県志』の「県境総図」を提示したが、地方志の巻首等に収録されている〈輿図・絵図〉の類である。第二に、これも前節においていくつかの記事を引用したが、明代の地方志には建置志・疆域志・輿地志・規制志等に収録され、清代のそれでは単に橋梁・津梁・橋渡等として記載されている、当該の府・州・県における〈橋名一覧〉とでもいべきものである。そこには個々の橋梁について長ささまざまな解説が加えられているものが多い。そして、第三に、いわゆる〈橋記〉である。一般的には地方志の藝文志に収められているが、個別の橋梁が始建・重建・重修されたときに書かれた「記」といわれる文章である。⁴¹⁾



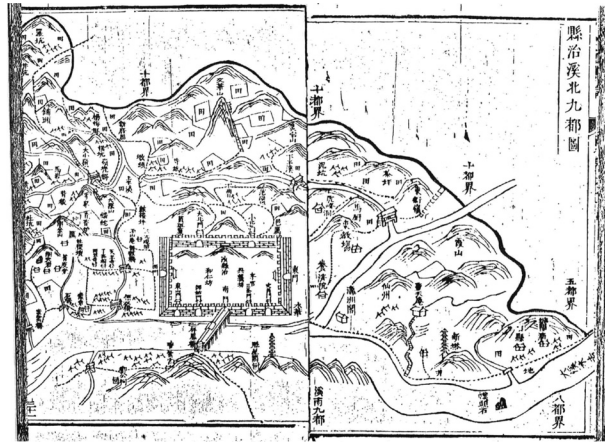
〔図4〕汀州府図（崇禎）

(i) 輿図・絵図

まず、第一の〈輿図・絵図〉について見ていくことにしよう。「図4」は、崇禎『汀州府志』の巻首に収められた「汀州府図」である。これによれば、汀州府城の右側の端に見える朝天門の外に太平橋が、その左側の門——ここでは門

の名が記されていないが、麗春門である——の外に済川橋が、またその先には恵政橋が描かれているが、これら三橋はすべて屋根の付いた廊橋である。だが、乾隆『長汀県志』巻一、輿図、「県池絵図」を見る限り、済川橋は廊橋のままであるが、太平橋・恵政橋にはともに橋屋が描かれていない。⁽⁴³⁾ 前者は乾隆四十五年（一七八〇）の「橋面頽壊」後に重修され、後者は同四十一年（一七七六）におそらくは大水による流失（「圯」）の後に重建されており、その段階で橋屋は設置されなかったものと思われる。⁽⁴⁴⁾

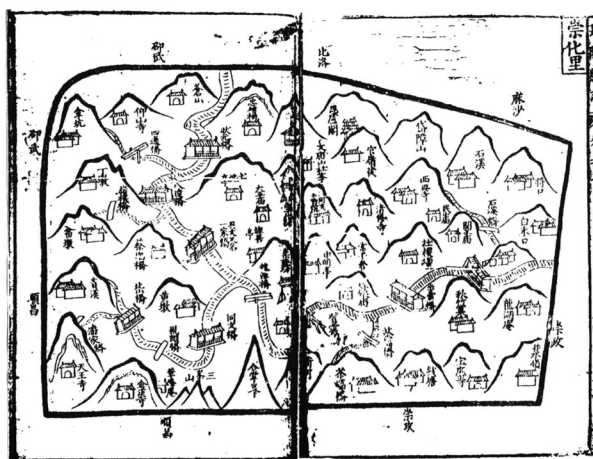
次に「図5」であるが、これは延平府沙県の康熙『沙県志』巻二、疆域志、所収の「県治溪北九都図」である。当該の図で何よりも目立つのは、大きな河川である沙溪を跨がって沙県城の南門に直結するように描かれた祥鳳橋の存在である。これは明代後期に度重なる焼失を経て康熙十五年（一六七六）に重建されたものであるが、万曆九年（一五八二）の重建の段階では「石墩二十三座」「屋八十三間」



〔図5〕 沙県県治溪北九都図（康熙）

で長さ「一百丈餘」（約三三〇メートル）という壮麗な廊屋をもつ長大橋であった。⁽⁴⁵⁾ 康熙年間の重建でも同様の規模を維持したものと思われる。祥鳳橋は、乾隆二十九年（一七六四）の洪水によって流された後には「石墩一十三座」を残して再建されず、その後、橋脚（「石墩」）自体も崩壊し、民国十七年（一九二八）の段階には僅か一個の石墩のみが沙溪の中流に残されていたという。⁽⁴⁶⁾

また「図5」には、そのほかに、県城の西門外には無双橋・無敵橋、少し離れて嶺兜橋の三橋が、東門外から小北門外にかけて二橋が描かれているが、ともに廊橋である。さらに、沙溪を挟んだ対岸にも廊橋を看取することができる。私はかつて康熙『沙県志』巻二「疆域志」の分析を中心として、清初の沙県社会についての考察を行ったことがある。そのときにも利用したものであるが、同県志の疆域志には「二十四都経界図」として「両坊図」「一都地図」から始まり「二十四都図」で終わる二六枚の、各都の地理的状况を描写した輿図が収録されている。⁽⁴⁷⁾ そのうちの四枚（「三都地図」「十七都図」「十八都図」および「二十三都図」）を除いて、残りの二二枚の輿図からは併せて六四の廊橋を見出すことができる。清初において沙県の各地には廊橋が遍く存在していたのである。



〔図6〕建陽県崇化里（万暦）

建寧府建陽県の地方志、万暦『建陽県志』巻一、輿地誌、坊里にも「県坊図」のほか全一八里について、里ごとに輿図が掲載されている。その一例として、崇化里の図を「図6」として提示した。ここには全部で一二の橋梁を見出すことができるが、そのうちの八橋が廊橋として描かれている。それらは、右側の葉では無名橋——同県志、巻一、

輿地誌、橋梁によれば雲衢橋である——歩雲橋、「図8」では印刷の都合で見え難くなっているが、左右の葉が重なるところに登雲橋、さらに左側の葉では上から狀元橋・八達橋・興文橋（一家橋）・北山橋・同文橋である。崇化里は、宋代以来「圖書之府」と称された建陽県における印刷・出版の中心地の一つである書坊の所在地であり、同県志の「橋梁」の記載によれば、そのうちの八達橋と北山橋を除いた六橋について所在地として「書坊」の文字が付けられている。⁴⁸⁾

書坊はまた、明代後期には市場町となっており、毎月一・六の日には墟市が開かれていた。⁴⁹⁾万暦『建陽県志』巻一、輿地誌、坊里、各郷市集には、

在郷一十六里、郷市集各有日期。如崇化里書坊街、洛田里崇洛街、崇文里將口街（毎月俱以一六日集）。……是日里人、并諸商會聚、各以貨物交易、至哺乃散。俗謂之墟。而惟書坊、書籍比屋、為之天下諸商皆集。

〔表 2〕 建陽県の廊橋（万暦年間）

坊里名	橋梁数	廊橋数	%
県 坊	(2)	(2)	(100)
同由里	3	2	66.7
三桂里	1	1	100
洛田里	5	5	100
建忠里	3	0	0
三衢里	2	2	100
崇泰里	5	5	100
崇政里	10	4	40
崇化里	12	8	66.7
永忠里	1	1	100
禾平里	2	2	100
嘉禾里	4	3	75
北洛里	3	2	66.7
均亭里	2	1	50
興上里	6	2	33.3
興中里	5	5	100
興下里	6	2	33.3
崇文里	7	5	71.4
仁德里	1	0	0
合 計	77	52	67.5

在郷の一十六里、郷市には各々日期が有る。崇化里書坊街、洛田里崇洛街、崇文里将口街（毎月、俱に一・六の日に集まる）の如くである。……是の日、里人、並びに諸商は会聚し、各々貨物を交易し、夕刻に至って解散する。

俗にこれを墟と謂う。そしてただ書坊のみが、書籍が屋を列ねており、この為に天下の諸商が皆、集まってくる。と書かれている。書坊は建陽県のなかで最も大きな市場町（墟市）であったが、その周辺には多くの廊橋が存在していたのである。

なお「表 2」は上述の「県坊図」および一八の里の各輿図に描かれた、すべての橋梁と廊橋の数、並びに廊橋の占める割合を示したものである。「県坊図」には県城の南門外の朝天橋と北門外の拱辰橋という二つの廊橋が描かれているが、前者は「三桂里」に、後者は「同由里」にも見出すことができ、「県坊図」の二という橋数は合計から除外した。「表 2」による限り、万暦『建陽県志』が刊行された万暦二十九年（一六〇一）段階に、当該県における橋梁数は

七七、その中で廊橋の数は五二、後者が前者に占める割合は六七・五％ということになる。但し、同県志、卷一の「橋梁」の項には「見存」として五八の橋梁しか記載されておらず、輿図に描かれた橋梁名を見出せない場合もある。⁽²¹⁾輿図と「橋梁」の記載が必ずしも実態をそのまま反映したものではないともいえるが、明末の建寧府建陽県では橋梁全体の半分以上という数多の廊橋が存在していたことは確かな事実であろう。

福建各地の地方志には「県城図」「県域全図」或いは「坊郭図」という地図的要素の強い輿図のほかに、むしろ絵画的要素の強い「名勝図」「八景図」等といわれる絵図を収録するものがある。それは明代に編纂された地方志よりも清代のものの方にその傾向が顕著なように思われるが、そうした絵図のなかに廊橋を描いたものが間々存在している。例えば、康熙『漳州府志』巻首には「名蹟図」として一八図が収められているが、その中の「白鷺洲」と題された絵図には遠景に廊橋を見出すことができる。また、汀州府の康熙『清流県志』巻前、図説、「漁滄廟図」からは県城の東に位置する龍津橋（廊橋）が、同じく康熙『上杭県志』巻一、区域志、八景図の一つである「通駟樵歌」からは県城西門外の駟馬橋（石拱廊橋）が、さらに、延平府の道光『永安県統志』巻一、図考の「永安統志輿図」所収の風景画の一つ「百丈巖」にも石拱廊橋が描かれている。

その典型的なものとして「図7」および「図8」について見てみることにしたい。前者は、延平府将楽県に関する乾隆『将楽県志』巻首、境界図、「将楽県境十二図」のなかの「亀山絃誦」と題された絵図（部分）であるが、そこにはまさに典型的な廊橋が描かれている。当該の橋は県城北門の月城を出た「邑の北郊」において、宋代の咸淳二年（一二六六）に建てられた亀山書院（亀山祠）の傍らに存在した亀山橋である。⁽²²⁾「図7」ではきわめて精緻に、亀山橋が果たかも現存するもののように三墩四孔の木伸臂廊橋として描かれている。後者は、永春州の乾隆『永春州志』巻首、



〔図7〕 龜山橋（将楽県）



〔図8〕 東関橋（永春州）

絵図、所収の「楽山図」（部分）であるが、ここに見えるのは絵図に明記されているように東関橋（別名は通仙橋）である。東関橋自体は現存しており、福建でも最も有名な廊橋の一つである。現在の橋は長さが八五メートルで四墩五孔の石墩木伸臂廊橋であり、〔図8〕の東関橋、すなわち多孔の石拱廊橋とは大きく異なっている。当該図が必ずしも乾隆時期の東関橋を写實的に描いたものではなく、単に廊橋を象徴的に描写したものかも知れない。また、東関橋は乾隆四年（一七三九）に重建され、同治年間の修復を経て、同十三年（一八七四）に火事で焼け落ちた後、光緒元年（一八七五）に再度、重建されており、その段階で形状の大きな変更がなされたのかも知れない⁵³。現時点で、乾隆年間の東関橋と現存するものとのがどのように関連するのかは不詳である。

(ii) 橋名一覽

次に、第二の〈橋名一覽〉に関する史料について検討を加えることにしたい。ここでまず取り上げるのは、閩北の邵武府の天啓『邵武府志』巻一七、建置志七、津梁の記事である。附郭の邵武県について、当該府志の「津梁」には全部で一三四の橋名が挙げられているが、そのなかの五二が廊橋だと思われる。一例として「長春橋」の記述をここに提示することしよう。

在城東五里天妃宮右、跨樵溪、抵建州。蓋往来要津也。先時僅設以渡、遇濤漲、舟師辟易、咫尺千里。万曆二十二年、郡守周裔登、令王応昌、創議建橋。初建于鹿口津、累石為墩、醴水十二道、計費楮錢三千両。尋為水壞、遷延未举者、又数載。守李之用・同知鍾万春・推官趙賢意・守周之基、相繼方肩其事、徙建今所。為墩一十有五、梁以木、甃以陶甓、覆以亭屋。修一百二丈五尺・広二丈三尺有奇。

城東五里の天妃宮の右に在り、樵溪を跨いで、建州（建寧府）に到る。蓋し往来の要津である。以前は僅かに渡しを設けるだけであつたが、「河川の」増水に遇うと、船頭は辟易し、咫尺「の間」も千里のようであつた。万曆二十二年に、「邵武府」知府周裔登は、「邵武県知県」王応昌に、橋の建設を提議させた。初め鹿口津に建造し、石を重ねて墩を造り、水は十二道に分かれ、計費は金銭で三千両にもなつた。次いで大水によつて壞されたが、「工事は」遷延して未だ挙行されず、また数年が過ぎた。知府李之用・同知鍾万春・推官趙賢意、「そして」知府周之基が、相繼いでその事業を担い、今の場所に徙して建造した。「橋」墩は十五で、梁には木材を、甃（アーチ）には陶甓（レンガ）を用い、「橋を」亭屋で覆つた。長さは一百二丈五尺、広さは二丈三尺餘である。

最終的に、万曆年間の後半において知府周之基の段階に完成した長春橋は「修一百二丈五尺」とあるから約三三〇

〔表 3〕 邵武府の廊橋（明末）

県 名	橋梁数	廊橋数	%
邵武県	134	52	38.8
光沢県	30	11	36.7
泰寧県	39	3	7.7
建寧県	56	8	14.3
合 計	259	74	28.6

メートルの長大な、いわゆる石拱廊橋であったと思われる。ここでは「覆うに亭屋を以てす」という表現で当該の橋が廊橋であることを表しているが、このほかに同じく「津梁」には「魏公橋」について、

在魏家坊。成化元年、里人丘孟璟、募衆重建。上覆以屋、修二丈、広一丈二尺。魏家坊に在る。成化元年に、里人の丘孟璟が、衆人から「義捐金を」募集して重建した。

上は家屋で覆われ、長さは二丈、広さは一丈二尺である。

と書かれている。この記事では廊橋であることが「上は覆うに屋を以てす」と表現されている。すでに述べたように、天啓『邵武府志』に記載された邵武県の廊橋数は五二であったが、そのうちの三八橋について「上覆以屋」という表現を用いて廊橋であることが書かれており、当該府志の「津梁」——邵武県に限定されるとはいえない——では一定の基準のもとに廊橋に対する調査と叙述が行われたと看做すことができる。

きよう。但し、邵武府所属の光沢・泰寧・建寧の三県については廊橋数の少なさも相俟って必ずしも同一の記述が見られるわけではない。なお「表 3」は、天啓『邵武府志』巻一七、建置志七、津梁における各県の橋梁および廊橋の数と後者の占める割合を表示したものである。邵武県における橋梁の調査がその数の多さからしてもかなり徹底して行われたことが窺えるとともに、ここでも多くの廊橋が存在していたことが理解できよう。

福州府の屏南県は清代前期の雍正十二年（一七三四）に古田県から析置されたのであるが、その屏南県の最初の地方志として、乾隆五年（一七四〇）に刊行された乾隆『屏南県志』巻四、橋梁の記事を、次に取り上げることにした。

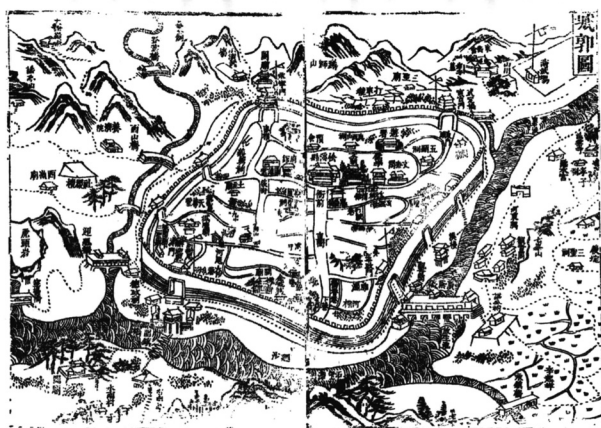
い。当該の「橋梁」には全部で一二一の橋名が挙げられているが、そのうちの七五が廊橋であったと思われる。一例として、福建のなかで最も有名な廊橋の一つでありながら、二〇二二年の夏、火災によって一夜のうちに焼け落ちた万安橋（別名は長橋・龍江公濟橋）についての記事を提示することにした。⁽⁵⁴⁾ここでは「長橋」として記されている。

玉田志略称、両溪相接、亘如長虹。俗云、仙人所建。按古志、一名龍江公濟橋。宋時建、疊石為墩五、構亭於其上。戊子年、被盜焚燬、今僅存一板可渡而已。

玉田志略では「次のように」言っている。両溪が相接しており、亘るさまは長い虹のようである、と。俗に、仙人が建てたものと云われている。古志を按ずるに、一名は龍江公濟橋である。宋代に建てられ、石を積み重ねて五墩を造り、その上に亭屋を構築した、とある。戊子の年（康熙四十七年）に、盗賊によって焼き払われ、今では僅かに木板の渡ることができるものが存在しているだけである。

玉田は古田県の雅称であり、「玉田志略」は崇禎『玉田識略』のことだと思われる。⁽⁵⁵⁾また「古志」も万曆『古田県志』であろう。⁽⁵⁶⁾宋代に建造された万安橋は、早い段階から五墩の廊橋として存在していたが、この時期には火災で焼失した後、「一板」を渡しただけの簡単な橋として存在していたという。だが、次の道光『屏南県志』には、乾隆県志の刊行直後に重建されたことが記されている。⁽⁵⁷⁾ここでは「亭を其の上に構う」とあるように橋屋を「亭」と表現しているが、ほかの橋についても、例えば溪源橋は「在錦厦村、有亭」とあり、暗橋は「在横隴、有亭」とあるように、廊橋については「有亭」という同一の表現が用いられている。なお、溪源橋（広福橋）・暗橋とともに木拱廊橋として現存している。⁽⁵⁸⁾

すでに述べたように、乾隆『屏南県志』の「橋梁」に見える〈橋名一覧〉によれば、全橋梁数一二一に対して廊橋



〔図9〕松溪县城郭図（康熙）

数は七五で、その割合は六二・〇％というきわめて高い数値となっている。乾隆県志の記載を踏襲している道光『屏南県志』巻二、津梁では、全橋梁数が一三六で、廊橋の数も七七と若干増加しているが、後者の割合は五六・六％である。清代の中期から後期にかけて屏南県の境域では橋梁の過半が屋根の付いた廊橋だったのである。

ほかにいくつか、明清時代の地方志の〈橋名一覽〉から廊橋の割合を見てみることにしよう。言うまでもなく、各々の地方志の記載内容に統一的な基準はなく、たとい廊橋であったとしてもそのことが明示されていない場合も多々ある。例えば、〔図9〕として提示した建寧府松溪県の康熙『松溪県志』巻首、図、「城郭図」には、県城周辺の河川——部分的に護城河を形成している——に架かる七つの廊橋が描かれている。当該図の右葉では武定橋・広蔭橋・永鎮橋を、左葉では登雲橋・西山橋・迎恩橋・容場橋を見出すことができるが、同県志、巻一、地理志、橋渡による限り、武定（披塘）・広蔭（平政）・永鎮の三橋は廊橋であることが明記されているもの²⁹、残りの四橋についての記事からは橋屋の存在を窺うことはできない。

福州府の閩清県について、乾隆『閩清県志』巻二、津梁には、全部で二五の橋名が挙げられているが、そのうちの

九橋が廊橋であり、その割合は三六％になる。例えば、現在でも木拱廊橋として当地の梅溪に架けられている合龍橋は、民国十六年（一九二七）の重建とのことであるが、乾隆県志の「津梁」には「合龍大橋」と出ており、

在八都。康熙三十四年、邑老人鄭克承募建。砌石為墩、架木為亭、共一十六欄。牢實堅緻、可通車輿。

八都に在る。康熙三十四年、県の老人鄭克承が「義捐金を」募集して建造した。石を積んで墩を造り、木を組み上げて亭屋とし、共に一十六間であった。堅固緻密であり、車馬も通ることができた。

と記述されている。ここでも橋屋は「亭」と表現されているが、ほかの廊橋についても「有亭」という記述が多い。⁶¹

延平府の順昌県について、正徳『順昌邑志』卷三、橋梁志、橋では、全橋梁数三四に対して廊橋数は一六であり、その割合はほぼ四七％になる。ここでも「覆以亭」或いは「為亭十五間」というように、橋屋はすべて「亭」と表現されている。また、龍巖州の漳平県について、道光『漳平県志』卷二、規制志、橋渡の記載は、全二四の橋梁に対して廊橋の数は一〇であり、それは四一・七％という割合になる。当該県志でも廊橋については、ほぼ「有亭」と記されている。⁶²

(iii) 橋記

最後に、第三の〈橋記〉について検討することにしよう。すでに述べたように、明清の地方志では藝文志に〈橋記〉が収録される場合が最も多いが、他方で〈橋名一覽〉において個々の橋梁の成り立ちを解説する一環として〈橋記〉を引用する例も見られる。ここではまず、前者の事例を一つ紹介することにした。

先に触れた康熙『松溪県志』卷一〇、藝文志、文には、一〇篇の〈橋記〉が収められている。それらは、①黃元亮

「乘駟橋記」、②張湜「通濟橋記」、③洗文淵「重建永鎮橋記」、④林廷選「重創登雲橋記」、⑤梁彥錦「重建龍溪橋記」、⑥郭鐘「重建登雲橋記」、⑦葉儒「重修惠政橋記」、⑧徐民式「重建杉溪橋碑記」、⑨高光国「杉溪橋碑記」、そして⑩潘拱辰「重建杉溪橋碑記」である。①は南宋の乾道元年（一一六一）に重建された乘駟橋の「記」であり、著者の黄元亮は橋の再建に尽力した黄明の子であるという。②の張湜については「正統間教諭」という割註が付されているが、正統三年（一四三八）の就任で、橋自体は同九年（一四四四）に「畢工」している。③の洗文淵も「弘治間教諭」とされているが、弘治十五年（一五〇二）の就任である。永鎮橋は同十七年（一五〇四）に重建されたという。④の林廷選には「嘉靖間工部尚書」という割註が付されているが、実際は正徳十年（一五一五）就任の南京工部尚書である。林廷選は福州府長楽県出身で、成化十七年（一四八一）の進士であるが、何故、当該記の執筆に至ったのかは不詳である。これは登雲橋が嘉靖元年（一五二二）に重建されたときに書かれたものである。⑤の梁彥錦も割註には「嘉靖間教諭」とあるが、嘉靖八年（一五二九）に着任している。⑥は登雲橋が万暦四年（一五七六）に重建された際に知県陳惟珪の依頼を受けて書かれたものであるが、著者の郭鐘については当該県志にその足跡を見出すことはできない。⑦の葉儒は「邑人、郷進士」と割註で記されているが、嘉靖七年（一五二八）の挙人である。⑧「惠政」という橋名は南宋の淳祐年間に付けられたもので、康熙十一年（一六七二）の段階には「広蔭橋」と改名されている。当該の「橋記」では「此の橋、大都の巨観なり」とあるように、県城の平政門——南門に相当する——外の大きな橋であった。⑧⑨⑩はともに杉溪橋に関する「碑記」であるが、それぞれ万暦三十年（一六〇二）、順治五年（一六四八）頃、および康熙三十八年（一六九九）の重建に際して書かれたものである。⑧の徐民式は隣接する浦城県の出身で、万暦八年（一五八〇）の進士、同三十七—四十二年（一六〇九—一四）に応天巡撫として均田均役改革を実施したことで著名で

ある。⁶⁹⁾ ⑨の高光国は順治五年（一六四八）就任の松溪县知県であり、⑩の潘拱辰も同じく康熙三十六年（一六九七）就任の知県である。⁷⁰⁾

ここでは、⑥郭鐘「重建登雲橋記」を取り上げることにした。

邑人魏鏘、視民之病、若痛切体。廼子魏涑承德意、竟出囊貲數百、置石三址、架木為梁、覆以三亭、亭凡九楹。蓋匪直民免於涉、而行者息肩、尤可以為風雨之蔽焉。且結構之高朗、甃羅之壯固、丹雘之麗美、一縱目間、尤令人氣爽而情淡焉。由是農頌於野、民歌於市。涑之功誠偉矣。經始於万曆丙子、三閱月而竣事。涑之弟茂才濬、張宴於亭、以慶其成。邑侯琨瑚陳公、二尹朱公、三尹王公、邑尉陸公、邑博張公・葉公咸集、而鐘亦与焉。

県人の魏鏘は、民が「川を渡ること」に病むのを視て、「それは」体を切られる痛みのものであった。その子魏涑は「鏘の」徳意を承け、竟に囊貲數百「両」を出し、石を重ねて三址「の橋墩」を作り、木を架けて梁（橋桁）とし、「それを」三亭で覆い、亭は凡そ九楹（間）であった。蓋しただ民が「川を」涉ること「の困難」を免れるだけでなく、行人が肩を休めるとき、尤も風雨を防ぐことができたのである。且つ構造の高さ、甃羅（橋墩のアーチ）の堅固さ、朱色の美しさは、一たび眺望する間に、尤も人に爽やかで潤いのある気持ちにさせた。これより農民は田野に頌え、人々は市に歌った。「魏」涑の功績は誠に偉大である。

「建設は」万曆丙子（四年）に始まり、三カ月を経て竣工した。涑の弟で生員の濬が、宴席を「橋」亭に設け、その完成を祝った。

邑侯（知県）陳琨瑚公、二尹（県丞）朱公、三尹（主簿）王公、邑尉（典史）陸公、邑博（教諭および訓導）張公・葉公の皆が集まり、「私、郭」鐘もまた与った。

登雲橋は、康熙『松溪县志』巻首、「城郭図」にも廊橋として描かれているが、三個の橋墩と三棟の橋亭を備えた廊橋として万曆四年（一五七六）に重建された。⁷¹⁾ ここでは当該の橋が道行く人々にとって休憩の場所として風雨を遮蔽

してくれるものであり、また朱色の美しい橋屋が人々の目を引く際立つ存在であったことが記されている。なお、橋の重建に尽力した魏涑の弟、魏溶はこの後、万暦十九年（一五九一）には举人に、同三十二年（一六〇四）には進士に及第して、官は湖広巡撫に至っている。²³⁾

康熙『沙県志』巻四、経政志、橋梁、祥鳳橋には、同じく延平府属の大田県出身で、隆慶二年（一五六八）の進士であり、後に礼部左侍郎にまで陞った田一儒による「重建祥鳳橋記」が収録されている。²⁴⁾

余髫時以諸生、往来沙県道上、蓋猶及見所謂昔時祥鳳橋者云。橋踞城南門、橫跨水上。自南端望之視城、門如甕、人如蟻。行至橋半、俯視巨浸、波光蕩漾、覺欲飛動狀。數步數顧問、而水聲在足底下也。其長如此。嘉靖丙辰夏、大水冲囓没其半、是秋燬於火。更二十餘年、未有議復之者。万暦戊寅秋、双河兪侯令茲邑、且二年餘矣。余蒙恩歸省、道其境。是日秋水灌河、乘小艇以濟。既中流、水波前卻者數四、遙望城隅、飛蓋颺颺、明没間稍近似有人立者。注視久之、至前則侯也。余迎前執手語曰、嗟乎余之濟此也。令橋在、吾豈乘危哉。侯謝曰、日不佞有意橋之、而先生至、若濟巨川。儻其有幸乎。余唯唯。既以私問諸士民、則或有難色謂、工大費鉅、難卒辦也。後二年、余北上復道其境。諸父老迓余於道上、爭前謹曰、敝邑橋成矣。且曰、微兪侯、吾民罔知攸濟。愿乞一言記之。余遂謝未之許也。行日侯餞余于橋上。其日上空下碧、丹艸之色、与水相涵酒中。余憑欄四顧、飄然有跨躡虹橋、逍遙銀漢之意。因憶前時渡処喜甚、把酒属侯、為詠少陵題柱濟川之句。

私の若年時、諸生「の身分」で、沙県の道中を往來したが、蓋し猶、所謂、昔時の祥鳳橋なるものを見るに及んでいた。橋は「沙県」城南門に拠り、「沙溪の」水の上を横に跨がつていた。「橋の」南端よりこれを望んで県城を見れば、門は甕のようで、人は蟻のようだった。橋の半ばまで行つて、巨大な流れを俯瞰すると、波光は揺れ動き、飛び揚がろうとする様子に覺えた。何歩

か進んで顧みると、水の音は足の下に在った。その長さは此のようなものである。嘉靖丙辰（三十五年）の夏、「橋は」大水の衝撃でその半ばが没し、この秋には火事で焼かれた。更に二十餘年を経ても、未だこれを修復しようとする者はいなかった。万曆戊寅（六年）の秋、双河「出身」の兪侯がこの知県となり、二年餘が過ぎた。私は恩を蒙って帰省することになり、その境域を通った。この日は秋水が河を「盛んに」流れており、小艇に乗って渡った。既に中流に至ると、水波の前後するものは多く、遙かに城隅を望むと、「小艇は」飛ぶように揺れ動き、明没の間に、稍や近くに人の立っている者がいるようであった。久しく注視して前に至ると、則ち「それは兪」侯であった。私はその前で手を執って言った。ああ私はここを渡ったのだ。もし橋が存在していたならば、吾はどうして危険を冒したであろうか、と。侯は謝「罪」して言った。日々、私はここに橋を架けようと考えていたが、先生が「ここに」至ったことは、巨大な川を渡るようであった。もしそれが有ったならば幸いだったであろうか、と。私は頷いた。既に私（わが）かにこれを士民に問うたところ、則ち或る者は難色を示して「次のように」謂った。工事は巨大で費用も巨額であり、最後まで支辨するのは難しい、と。その二年後、私は北上するとき復たその境域を通った。諸父老が私を途中で迎え、先を争うように飲んで言った。敝邑の橋は完成した、と。且つ「次のように」言った。兪侯がいなければ、吾が民は「橋で」渡るのを知ることなかった。願わくばこのことを記してほしい、と。私は謙遜して辞退し、未だそれを許可しなかった。出発の日、「兪」侯は私を橋の上で送別した。その日は空の碧さ、「橋の」朱色が、水「の色」と酒の中に入り込んでいた。私は欄干に憑りかかつて周りを見渡したとき、飄然と虹橋を越えて渡り、銀河を逍遙するという思いを抱いた。そして以前、「小艇で」渡ったときの喜びが甚だしかったことを思い出し、酒を持って「兪」侯に傾け、少陵（杜甫）の「題柱済川」の句を詠じた。

ここでは、田一儂が嘉靖から万曆にかけて三度にわたって沙県城の南を流れる沙溪を渡ったときのこと記されている。一度目が嘉靖三十五年（一五五六）に水・火によって橋が崩壊する以前、二度目は万曆八年（一五八〇）、そし

て三度目が同十年（一五八二）である。祥鳳橋は、延平府内で上流から永安・沙・南平の三県を横断する沙溪（閩江の支流）に架けられた長大な橋梁であった。すでに述べたように、田一儁が三度目に沙溪を渡った橋は万曆九年（一五八一）に重建された「長さ一百餘丈」というものである。その長大橋としての実感は、田一儁が最初に渡った若い頃の記述に描写されている。それと同時に、この文章からは橋が崩壊した後、二度目に「小艇」で沙溪を渡ったときの危うさをも窺うことができる。⁽¹⁶⁾

次に、建寧府の嘉靖『建陽県志』巻六、藝文志上、橋梁類から、建陽県城の南門外に架けられた朝天橋に関する二篇の〈橋記〉を提示することにした。共に「重建朝天橋記」として収録されているが、一つは、(a)永楽十九年（一四二一）に書かれた王羽によるもので、いま一つは、(b)嘉靖年間の初めに楊亘によって書かれたものである。⁽¹⁶⁾

(a) 経始於庚子歲之秋九月乙未、累石為址、架木為梁、醴水十二道。長以丈計者九十一、闊以尺許者二十、高三十又五尺、以通舟楫。屋其上為間者六十五、以便憩止。中作亭以奉觀音大士。結構彩飾、宏壯華麗、視昔有加。

庚子の歲（永楽十八年）の秋九月乙未に「工事は」始まり、石を重ねて址（橋脚）を造り、木を架して梁（橋桁）を造り、水の流れを十二道に分けた。長さは丈で計ると九十一になり、闊さは尺に任せると二十になり、高さは三十五尺で、舟楫を通すことができた。その上に「橋」屋を築き、間「数」は六十五で、「渡る者が」休憩するのに便利である。中に亭を設けて觀音大士を祀っている。「橋の」構造・彩飾は、雄壯・華麗で、昔のものに較べてはるかに超えている。

(b) 天順間、復燬於火。同知李鉞復新之、任旧制、累石十二洞、架木梁于上、長九十丈、闊二丈、高三丈五尺、下通舟楫、上庇屋六十五楹。倦者憩、游者適、納波光於襟袖、挹山色於眉睫。匪直壯觀都邑而已。嘉靖丁亥六月二日、愚民張英者、列肆其中、偶不謹於火、延燬其半。

天順の間に、復た火事で焼かれた。同知李鉞が復たこれを新たにしたが、旧制に倣って、「橋脚は」石を重ねて十二洞にし、木を架けて上に梁（橋桁）をつくり、長さは九十丈、闊さは二丈、高さは三丈五尺で、下は舟楫を通じ、上は「橋」屋で覆うこと六十五間であった。疲れた者は「ここに」憩い、遊ぶ者は「ここに」赴き、「川面の」波光を襟袖に納め、山々の景色を眉睫に取りこむ。ただ雄壮な都城のみではない。嘉靖丁亥（六年）六月二日、愚民の張英なる者が、その中に商肆が列なっているのに、偶またま火を謹まず、その半ばを延焼した。

(a)は永樂十四年（一四一六）の水害による損壊後の重建時に、(b)は嘉靖六年（一五二七）の火災後の重建時に書かれたものである。朝天橋自体は長さが九〇〜九一丈とあるように三〇〇メートル近く、橋屋が「六十五間」という大きな橋であった。(a)によれば、この廊橋が道行く人々に休憩の場を提供しており、また橋屋にはおそらくは神龕が設けられ、そこには「観音大士」が祀られていたという。他方、(b)では「肆を其の中に列す」とあるように、橋屋内には商店が列なっていたのであり、張英による火の不始末が大きな火災を引き起こしたことが記されている。

万曆『古田県志』卷一二、藝文志、記には、陳一元の筆になる「重建湯寿橋記」が収められているが、その一部を提示することにしよう。⁽¹⁷⁾

經始於丙午之初夏、至暮秋而落成。址仍其旧、有燬燬崩隙、則負砥磨稜、合縫稍增而高。其広可四軌、修幾三百武。為亭三十有七間、翼以左右、遮蔽風雨。橋頭有祠。其堅若礪、其矯如虹。徒者輿者日相踵、若履周行、而歛呼相属也。

「橋の工事は」丙午（万曆三十四年）の初夏（四月）に始まり、暮秋（八月）に至って落成した。「橋」址はその旧により、焼けたり崩れ落ちたりしたものが有れば、則ち砥石で凸凹を削り、継ぎ目を合わせてやや増して高くした。その広さは四軌ぐらいで、

長さはほぼ三百武である。亭屋三十七間を造り、左右の両翼は、「板で」風雨を遮蔽してある。橋頭には祠が設けられている。その堅固さは砥石のようで、その曲がりぐあいは虹のようであった。徒歩の者も輿の者も、日々相継ぎ、大路を歩むようであり、歎呼「の声」は次々と続いた。

湯寿橋は、古田県から省会福州へ至る「車馬晨夕必經の道」に架けられていたが、万曆二十六年（一五九八）に洪水で流され、その後、五年の歳月を経て再建されたにも拘わらず、同三十四年（一六〇六）二月に「行者」の不始末で火事に見舞われたのであった。ここに提示したものは、主に、同年八月に重建された橋のスペックに関する箇所である。長さ（「修」）が約三〇メートル、橋屋が三十七間という長大橋にはその左右に風雨を防ぐための遮蔽板が設けられており、また「その矯は虹の如し」とあるように、おそらくは木拱廊橋であったと思われる。

なお「重建湯寿橋記」には、当該の重建に際して、次のような資金の調達や工事の運営に関する興味深い記述も見出すことができる。

余同年震川王侯、治邑凡五載、以子惠敷政、属邑利苦、靡不殫赤、為民興革殆尽。目擊橋燼、嘆曰、士民病涉、責在主者。第橋工夥覲期迫、不能觀厥成、奈何。雖然、吾不忍民之徘徊趑趄、而漂且溺也。乃亟謀於縉紳文学三老里氓、僉曰、侯為邑行李計良苦。第度費甚鉅、欲藉公裕、則銖銖尺縉、悉登版籍。何敢自愛其橐、且以我民之故重煩我侯為。侯大喜首捐俸若干石為民勸、復念若等已明義樂輸、宜如糧庶輸委、均無所偏吝。仍爾耆老等司出内。於是民亦大喜、不兩月而輸者、翕然告充。迺召工采石伐木、而丞施君・簿汪君・尉陳君、則月更董其役課、章程鼓舞之、匠氏亦大喜胥効力。

私の同年の王震川侯は、知県として凡そ五年になるが、仁恵によって敷政を行い、属県の利苦については、赤誠を尽くさないこ

とはなく、民の爲の興革は殆ど尽くした。橋が燃えたことを目撃し、嘆いて「次のように」言った。士民は「川を」渉るのが困難であり、その責は「県」主たる者に在る。ただ橋工は繁多なのに朝覲の時期は迫っており、その完成を観ることができないが、奈何すればよいであろうか。然しながら、私は民が徘徊して進めず、「川に」漂い且つ溺れるの「を見る」に忍びない、と。そこで亟かに縉紳・文学・三老・里氓に謀つたところ、皆は「次のように」言った。侯は県の行李の予定が有る爲にやや苦しいのだ。ただ「橋工の」費用を度ると甚だ巨額になる。公帑に藉りようとしても、則ち銖銖・尺縉「のような些少な金銭」さえ、悉く版籍に登録されている。何して取えて自らその錢袋を愛し、且つ我が民が殊更に重く我が侯を煩わすことなどできようか、と。侯は大いに喜んで最初に俸禄若干石を義捐して民への奨励とし、また「次のように」念じた。汝等は已に義理に明るく喜んで「税糧の」納付を行っており、宜しく数多の税糧のように納入し、均しく吝嗇することが無いようにし、やはり汝、耆老等が出納を司るべきである、と。ここに民もまた大いに喜び、両月も経たずに「義捐を」輸めるものは、たちまち充足した。迺ち工人を集め、石を採掘して木を伐採し、県丞の施君、主簿の汪君、典史の陳君が、則ち月ごとにその事業を監督し、章程によつて鼓舞したところ、工匠も大いに喜んでみな尽力した。

ここに描かれた内容は、明清時代の橋梁建設をめぐる実情の典型的な事例といえなくもない。それは第一に、地方の硬直した公的財政にもなつて「公帑」を投入することができず、民間の資金にほぼ全面的に寄り掛からざるを得ないこと、第二に、そのための足掛かりとして知県等が俸給の寄付を行い、属僚の各官が工事の監督者となり、官民の協同という形態が成立していることである。⁽⁷⁸⁾ここでは当時の古田県知県王継祀の主導と義捐によつて湯寿橋の重建がスタートし、県丞施命臣・主簿汪廷春・典史陳一厚が月ごとに交替で工事の監督を務めるといふ体制で事業が進められていたのである。⁽⁷⁹⁾

以上、些か冗長になることも厭わず、明清時代の福建の地方志に収録された廊橋の〈橋記〉について検討してきた。ここに提示したものはごく一部の事例にすぎないが、明清時代の廊橋には次のような特徴をもつものが存在していた。第一に、廊橋はその両側に風雨を防ぐための遮蔽板が設置され、道行く人々の休憩の場となっていたこと、第二に、廊橋の橋屋内に設けられた神龕には観音大士など神仏の像が祀られていたこと、第三に、廊橋には商店が列なっているものが存在していたこと、そして第四に、朱色などで鮮やかに彩色された廊橋は、その形状とも相俟って地域に際立つ壮麗な建造物となっていたことである。これらの特徴は、そのまま現存する福建の廊橋にも受け継がれていることは、第二節で言及したとおりである。なお、〈橋記〉の最後に提示した廊橋建設事業——財政面も含めて——の分析については、後考に俟つことにしたい。

四 廊橋と市・墟

前節で言及したように、明代の嘉靖年間に建寧府建陽県の朝天橋の橋屋内には商店が列なっていたという。また、第二節では、寧化県の水茜双虹橋上で現在も定期市が開かれていることを述べた。明清時代において福建の廊橋は〈商業空間〉としてどのように存在していたのであろうか。

管見の限りで、福建の地方志に記載された関連史料を抽出し、整理したのが「表4」である。ここでは史料のなかから橋屋内、或いは橋上において「店」「肆」「廛」「市」「貿易」等と書かれているものを提示した。⁽⁸⁰⁾

この二三の事例から、およそ次の三点を指摘することができよう。第一に、「橋店」「店」「廛」と表現された橋内の

〔表 4〕 廊橋と市墟・店舗

府州名	県 名	橋 名	記 事
福州府	羅源県	崇徳橋	①梁両旁有店、後被火。康熙二十五年、復架店。
泉州府	同安県	銅魚橋	②其橋上店税、旧婦勢家。隆慶元年、知県鄧一相、議復入官、半抵酒税、半入儒学。
		西安橋	③〔康熙〕三十七年、洪水暴発、為橋店阻漲、溺死無算。
漳州府	龍溪県	東美橋	④今橋上蓋屋為市。
	海澄県	月溪橋	⑤左右居民、架屋貿易其上。正徳十一年丙午、……。万曆元年六月、橋上店失火、全橋石梁、俱燬折。
		新 橋	⑥左右亦翼、以小肆貿易其上。天啓七年丁卯十二月、海寇焚港口城外市肆、延燒橋上西偏。
延平府	沙 県	祥鳳橋	⑦崇禎六年十二月初九日、橋災。按、是橋建于万曆辛巳。画棟飛甍、備極壯麗、中多列肆。
	順昌県	泰亨橋	⑧上建亭一十三間。每年四月八日、於此集客商、以通物資。
	永安県	翔燕橋	⑨〔隆慶三年〕市民王仙祐者、餘有資積、遂施所積以建之。後因駐買群多、宿守者弗慎、繼燬焉。
建寧府	建陽県	朝天橋	⑩嘉靖丁亥六月二日、愚民張英者、列肆其中、偶不謹於火事、延燬其半。
	崇安県	青雲橋	⑪明崇禎年、……居民以此為市貨之所至。順治九年、又燬于賊。
	政和県	星溪橋	⑫豫造橋店数十間、無殊市井、日中為市。蓋取諸噬嗑、歲升租息、有若恒産、為冲决剥落之計。
邵武府	建寧県	万安橋	⑬康熙二十二年癸丑、……架屋列廛、而收税焉。雍正十三年乙卯燬。
汀州府	長汀県	濟川橋	⑭康熙二十七年戊辰八月、盜火燬橋。邑人陳禹玉等募、承業橋店者、捐金督修。……乾隆己卯、復燬於火、設肆於橋上者、鳩貲重建。
		万安橋	⑮落成於明年春（崇禎 10 年）。……即橋兩楹為店十六間。
	寧化県	寿寧橋	⑯天啓五年、……而橋屋始成。列廛四十六楹、年收租十三兩有奇、以備修葺。
	帰化県	惠利橋	⑰城内居民、貿易其上。
		画 橋	⑱附近郷民、逢二七墟期、均在橋上貿易。
	連城県	文川橋	⑲成化間又燬、県丞吳琬、率邑民桑信等重建。畧石為墩、架屋十七間以覆之。市民胥聚貿易焉。
	上杭県	青龍橋	⑳石梁鰲立、覆檻翬飛、複道行空、日中為市。（嘉靖 19 年）
	武平県	興龍橋	㉑署県事趙良生、倡捐建橋于北。造店四楹、收租以備官修之用。
	永定県	雄鎮橋	㉒崇禎甲申年二月、流賊燒燬橋店。
永春州	徳化県	雲龍橋	㉓順治三年、……併燬橋。令王榜鳩民重建、壯麗堅好、通往來、列肆市、為邑下流鎮鎗。

典拠：①康熙『羅源県志』巻 2、建置、橋梁。②康熙『同安県志』巻 1、規制志、橋梁。③同前。④乾隆『龍溪県志』巻 6、水利、津梁。⑤崇禎『海澄県志』巻 12、坊里志、橋梁。⑥同前。⑦康熙『沙県志』巻 4、経政志、橋梁。⑧正徳『順昌邑志』巻 3、橋梁志、橋。⑨雍正『永安県志』巻 2、疆域、橋。⑩嘉靖『建陽県志』巻 10、藝文志上、橋梁類、楊亘「重建朝天橋記」。⑪康熙『崇安県志』巻 3、建置志、橋渡。⑫道光『政和県志』巻 10、藝文志、記、秦繼「星溪橋後記」。⑬乾隆『建寧県志』巻 5、津梁。⑭乾隆『長汀県志』巻 6、城池、橋梁。⑮同前。⑯康熙『寧化県志』巻 2、土地部、津梁志。⑰康熙『帰化県志』巻 2、建置誌、津梁。⑱民国『明溪県志』巻 10、建置志、橋亭。⑲康熙『連城県志』巻 2、橋梁。⑳康熙『上杭県志』巻 10、藝文志、古文、明、趙可興「青龍橋記」。㉑康熙『武平県志』巻 3、建置誌、橋梁。㉒康熙『永定県志』巻 3、宮建誌、橋渡。㉓康熙『徳化県志』巻 1、橋渡。

店舗に対して「収税」「収租」が行われているものが五例ほど見られる。すなわち、②⑫⑬⑭⑮である。②の「収税」が元来は「勢家」に収奪されていたものを同安県の「酒税」や「儒学」の経費に充当しており、また⑬の「収税」の目的が不明であるのを除いて、⑫⑭⑮では各々の店舗に課せられた「租」が当該橋梁の修繕のために備蓄されることになっていた。ここで、⑭の史料を前後の文脈を含めて提示することにしよう。康熙『寧化県志』卷二、土地部、津梁志、「寿寧橋」は、次のように記載されている。

万暦元年、署県通判李祝、捐俸七十餘両倡建。蓋経営十数年、至祝而始収其成也。万暦四十四年、橋尽圯。四十六年、署篆同知熊茂松倡復、繼以通判万邦憲、前後四周星、而橋墩始就。民之爭渡、而隕軀者時有。天啓五年、知県彭德馨入覲、署篆同知黄運昌至、而橋屋始成。列廬四十六植、年収租十三両有奇、以備修葺。中建二亭、祀観音・玄武。首尾各豎坊表、頗為壯観。崇禎五年大水、人寓橋死者、以百計。

万暦元年、署知県の通判李祝は、俸給七十餘両を寄付して「寿寧橋の」建設を倡えた。蓋し経営すること十数年、「李」祝に至って始めてその成果を収めたのである。万暦四十四年、橋は尽く「大水で」損壊した。四十六年、署知県の同知熊茂松が修復を倡え、通判万邦憲が「後を」継ぎ、前後四年を以て、橋墩が始めて完成した。民が争って渡ろうとして、「川に」墜落する者が時々いた。天啓五年、知県彭德馨が入覲し、署知県の同知黄運昌が「県に」至って、橋屋は始めて完成した。店舗四十六軒が並び、年に租十三両有奇を徴収して、修葺に備えた。「橋屋の」中に二亭を建て、観音・玄武を祀った。「橋の」首尾に各々坊表を立て、頗る壯観であった。崇禎五年の大水で、人が橋にいて死んだ者は、百を数えた。

寿寧橋は寧化県城の南門外に架けられていたが、嘉靖および崇禎に編纂された二種類の『汀州府志』に収録された「寧化県図」にはともに屋根の付いた廊橋として描かれている。⁽⁸¹⁾ここでは万暦元年（一五七三）以降に重建された橋が

同四十四年（一六一六）に大水で流された後、同四十六年（一六一八）以降に重修が行われ、天啓五年（一六二五）に至って橋屋が完成したことが述べられている。橋屋内には四六軒の店舗が設けられており、そこは賑やかな商店街を形成していたと看做すことができよう。そこから毎年徴収された「租十三両有奇」は寿寧橋の修理のために備蓄されていた。また観音菩薩・玄武大帝を祀る「二亭」も建造されていたという。一方、橋内に店舗が設けられることで、火の不始末によって橋自体が火災に見舞われるという事態も⑤⑨⑩のように間々存在していたのである。

泉州府同安県の西安橋のように、③では「橋店」の存在が「洪水」による被害を拡大させたと記されているが、その直後、次のような禁令が出され、石碑に刻まれたという。

記曰、戊寅四月廿八夜、雨暴溪漲、西橋上下左右、漂没房舍万餘間、淹死男女三千餘口。禍因橋店壅水所致、以後如有修善賢達、可修橋、不可蓋店。闔邑立石、書此志戒。

〔碑〕記には「次のように」書かれていた。戊寅（康熙三十七年）四月二十八日の夜、大雨で溪流が溢れ、西橋の上下左右、漂没した房舎が万餘の間、溺死した男女は三千餘口であった。禍は橋店が水の流れを塞いだことに起因しており、以後、もし「橋を」修繕しようという賢達がいれば、橋は修復してもよいが、店を築いてはならない。全県で石碑を立て、このことを書いて戒めとせよ、と。

洪水による溺死という被害が橋店によって拡大したことを原因として、その後は橋内に店舗を設置することの禁止措置がとられていたのである。

第二に、橋屋内で「市」「貿易」が行われ、さらに廟会や墟（定期市）が開かれていたという橋が一〇例ほど存在する。④⑤⑥⑧⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿がそれである。⑫⑳の「日中為市」という四字句は易経の繫辭下伝に見える表現であるが、

易では続けて「致天下之民、聚天下之貨」とあるように、それは繁華なマーケットを象徴する言説だといえよう。また、汀州府帰化県の恵利橋は県城内の県衙門の近隣に所在する廊橋で、⑬では「城内の居民、其の上で貿易す」とあり、同じく連城県城南門外の文川橋について⑭では「市民、胥、聚まりて貿易す」とあるが、これらの記述からはともにマーケットとしての賑わいを看取することができるのではなからうか。

さらに、延平府順昌県の泰亨橋(⑧)について、毎年四月八日に「客商」が各地から当該橋に集まってくるという記述は明らかに廟会に関連するものだと思われる。⁸³⁾また、汀州府帰化県の画橋(⑬)では毎月六回、二と七の日に橋内で定期市が開かれていたという。但し、画橋については民国『明溪県志』の記載であり、康熙『帰化県志』の〈橋名一覽〉に「画橋」の名は見出せるものの墟市関連の記載は存在しない。⁸⁴⁾なお「表4」には挙げていないが、漳州府に属していた時代の寧洋県について、南明の永暦『寧洋県志』卷三、建置志、街市には「寧濟橋市」と「青雲橋市」が挙げられており、前者が「今廢」とある一方で、後者には、

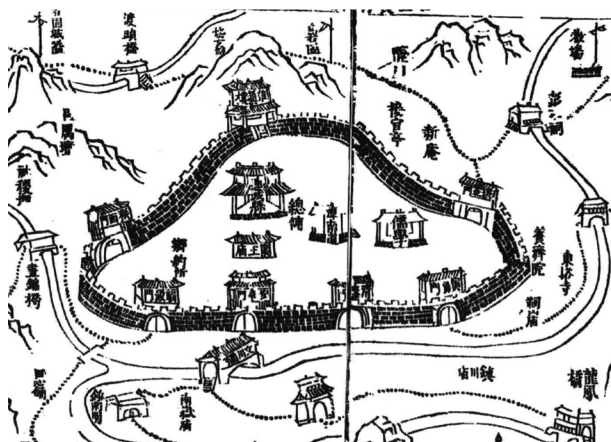
毎月逢三八日、聚貨交易。名曰集墟。

毎月三・八の日に逢えば、貨物が聚まつて交易が行われる。名づけて集墟と言う。

という割註が付されている。青雲橋自体は「城南」に位置し、同県志、巻首の「寧洋県図」では県城をめぐる二溪の合流地点に廊橋として描かれている。当該の記載は、その後、康熙『漳州府志』、乾隆・道光の両『龍巖州志』さらには同治『寧洋県志』に至るまではそのまま踏襲されている。⁸⁵⁾但し、これらの地方志の〈橋名一覽〉では墟市について全く言及されていない。おそらくは青雲橋を中心とする地域で明末清初から清末まで月に六日、三・八の日に定期市が持続的に開かれていたといえるのではなからうか。



〔図 10〕 政和県城域図（道光・部分）

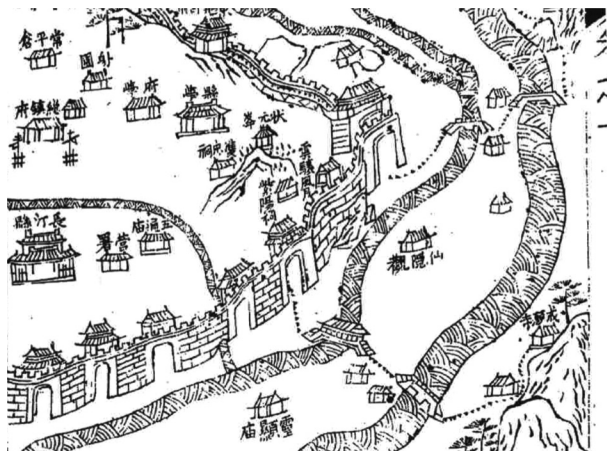


〔図 11〕 連城県総図（康熙・部分）

第三に、府城・県城の門外に隣接する廊橋の周辺が地域の大きな商業地区を形成していたことである。②⑤⑦⑨⑩
⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓の十三例がそれに該当する。延平府沙県の祥鳳橋（⑦）、建寧府建陽県の朝天橋（⑩）、汀州府寧化
県の寿寧橋（⑮）等についてはすでに論及したが、ここでは「図10」として建寧府政和県の道光『政和県志』巻首、

諸図「城域図」を、
 「図11」として汀
 州府連城県の康熙
 『連城県志』巻首、
 「県志総図」を提
 示することにした
 い。

前者では、県城の南薰門に連結するかたちで星溪橋が描かれているが、「表4」⑫は乾隆五十六年（一七九一）の「洪水」



〔図12〕長汀県池總図（乾隆・部分）

れているが、橋屋は見られない。前掲の崇禎『汀州府志』所載の「図4」（一九頁）と比較するとき、済川橋は廊橋のままであるが、太平橋および済川橋の先に見える恵政橋は廊橋ではない。およそ一五〇年という歳月の間における橋梁の変遷を窺うことができよう。

で損壊した後、嘉慶五年（一八〇〇）に再建されたときの記載である。⁽⁸⁶⁾
「市井と殊なる無く、日中、市を為す」とあつて星溪橋附近が繁華な街市を形成していたことを窺わせるが、城内の県衙門から南薰門へ、星溪橋から英節廟へと直街・仁美街が連続していたという。⁽⁸⁷⁾ 他方、後者では、城南の安阜門に近接する文川橋が描かれている。「表4」⁽¹⁹⁾に見える「市民、胥、聚まりて貿易す」という表現は、明の成化年間に重建されたときの状況を表したものであるが、康熙県志によれば県城内の譙楼から文川橋の周辺までは十字街・小街・水南街と繁華な街並みが列なっていたという。⁽⁸⁸⁾

次に、汀州府の附郭である長汀県の済川橋（14）について見ていくことにしよう。「図12」は乾隆『長汀県志』巻一、輿図、「県池総図」の一部である。当該図の「紫陽祠」と書かれたところの門が麗春門であり、そこを出たところに廊橋として済川橋が描かれている。また麗春門の右側の大きな門が朝天門で、その右側に太平橋が描か

汀州府城の麗春門外の済川橋から朝天門外の太平橋にかけて、その一帯は水東街といわれる地域であり、また水東街市という一大マーケットを形成していた。⁽⁸⁹⁾清代の康熙三十四年（一六九五）から同四十一年（一七〇二）まで汀州府の知府として在任した王廷掄は、江西から移入される米穀が当地の糧食を賄ううえできわめて重要な役割を果たしていたことを認識し、「米牙・店家、奸販と通同し、糶米して出境するを禁ず」という布告を発していたのである。⁽⁹⁰⁾ここでは近況として水東街の「米穀行家」や「歇客飯店」が多くの利益を貪るために「江西米客」や「粵省奸販」と結託して米穀を買い占め、それを域外へ搬出していることが指摘されている。⁽⁹¹⁾水東街市は汀州府最大の米穀の集散地となっていたのである。

また、康熙三十三年（一六九四）に火事で損壊した太平橋は、当時の汀州府知府傅燮詞の主導によって重修が行われたが、傅燮詞の異動によって中断した工事を完成させた王廷掄は、一篇の〈橋記〉を残している。王廷掄『臨汀考言』卷一、碑記、「続成太平橋記」には、次のような記述を見出すことができる。

両翼其欄、左右尚有隙地。議復利涉、亭戶胥公於中、餘基間為四、瓦以屋之、授市人為廬、歲入租供巴陵祭事。汀之民、日由於蕩平正直之路、而貨又不棄於地。詎非汀郡一盛事乎哉。

「橋の」両翼は其れ欄干で、左右には尚お隙地が有る。提議して復た「橋で」涉るようにし、「橋」亭によってその中に胥公を祀り、餘基の四間は、瓦で屋根をつくり、市人に授けて店と為し、歳ごとに租を納入させて巴陵の祭事に供させた。汀「州」の民は、日々、平坦で真つ直ぐな路に由り、貨物もまた「川が渡れなくて」地に棄てられることはなかった。どうして汀州府の一盛事でないことがあるうか。

太平橋には「胥公」（伍子胥）を祀る神龕とともに商店も設けられていた。太平橋は、東は福州、西は南昌、南は広

東へ通ずる幹線道路に架けられており、各地の商人が足繁く往来していたのである。⁽⁹²⁾

五 廊橋と神龕

すでに述べたように、当代の福建における廊橋の特徴の一つは、廊橋自体が〈祭祀空間〉を構成していることであった。例えば、閩北に現存する廊橋の九〇％には神龕が設置されているという。⁽⁹³⁾ 第二節では、私自身が実際に訪れた廊橋六座について紹介したが、そのなかでも寧化県石壁鎮の維藩橋および永安市貢川鎮の会清橋には橋屋内に神龕が設けられ、異なる神仏の像が祀られていた。「写真7」は前者の観音菩薩像であり、「写真8」は後者の玄天上帝像である。また、会清橋の北側の橋門の向かい側には臨水夫人を祀る臨水宮も存在していた。前節と同様に、福建の地方志の〈橋名一覽〉および〈橋記〉のなかから廊橋と神龕・神仏の関連についての記述を抽出して整理したのが「表5」である。

ここには全部で二四の廊橋の事例——但し、神仏が重複して祀られている場合もある——が挙げられている。きわめて限られた事例ではあるが、おおまかな傾向を窺うことはできよう。

第一に、橋屋内に祀られた神仏として最も多いものは観音菩薩像であり、④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔の一五例ほどになる。それは史料に「観音」「観音仏」「観音大士」「円通大士」「大士仏」或いは単に「大士」と書かれているもの、および「観音亭」「観音院」「観音楼」「観音廟」と建物・神龕の名が附されたものである。現在でも福建の廊橋で最も数多く祀られているのは観音像である。⁽⁹⁴⁾



〔写真7〕観音像（維藩橋）



〔写真8〕玄天上帝像（会清橋）

第二に、廊橋内に玄天上帝（真武大帝）を祀るものが、②⑭⑮⑱⑳㉑㉒の六例ほど存在する。各地の地方志ではそれぞれ「真武帝」「元天上帝」「元武」「玄武」「真武」と異なった表記がなされているが、すべて同一の神明である。一般に、玄天上帝は（水神）と看做されており、橋屋内に当該神を祀ることは洪水・大水から廊橋を保護するという意味合いが込められていたとい⁹⁶う。

[表 5] 廊橋と神仏

府州名	県 名	橋 名	記 事
福州府	屏南県	古下花橋	①乾隆四十四年、……重修建。中祀臨水夫人。
		長瀾橋	②〔嘉慶〕十七年、……倡捐重建。内祀真武帝。
	長楽県	下槽橋	③近鄉人蓋五顯祠於其上。
	永福県	永濟橋	④明永楽間、……橋上覆以亭七十二楹、中楹奉圓通大士。
興化府	莆田県	江口橋	⑤上有人家及觀音亭在焉。(南宋代)
	仙遊県	攀龍橋	⑥亭祀大士。
		仙溪橋	⑦明万曆間、里人於橋中懸流構閣。……西塑大士宝像、東塑十八羅漢金身、中為通行要道。
		石馬橋	⑧崇禎元年、……西埠建亭祀大士、東埠建亭祀梓潼帝君。
漳州府	龍溪県	北橋	⑨明万曆戊申(36年)、……重建觀音院於橋西、棟宇壯麗、是橋更為奇勝。
		新橋	⑩於北建文昌閣、南建觀音樓、刻文昌橋三字。(万曆中葉)
	平和県	西門外橋	⑪国朝嘉慶二十一年、……橋半有觀音廟、名曰西河宮。
延平府	沙 県	祥鳳橋	⑫為橋屋則百棟。其間南北為門、為坊、為亭、為大殿中殿、為仏為神之像、為看守。(正徳年間)
建寧府	建陽県	朝天橋	⑬經始於庚子歲(永楽18年)之秋九月乙未、……屋其上為間六十五、以便憩止。中作亭奉觀音大士。
邵武府	建寧県	万安橋	⑭至〔乾隆〕十五年、……落成焉。橋甚平広、兩旁翼以石欄、中建一亭祀元武。
		大石橋	⑮二甕三墩、上覆以屋、中祀玄武。
		石龍橋	⑯伐石成橋、上架屋、中祀大士仏。
		万寿橋	⑰橋祀觀音仏。
汀州府	寧化県	寿寧橋	⑱天啓五年、……而橋屋始成。……中建二亭、祀觀音・玄武。
	帰化県	白沙橋	⑲歲己卯(乾隆24年)……、又拆木鼎建八角樓三層、祀魁星于其上、用光文運。橋中故祀大士、改製仏座、裱像裝金。
福寧府	福安県	溪口橋	⑳中鎮以塔、左右翼以扶欄。東庵延仏、西亭憩旅。(皇慶年間)
龍巖州	—	虎渡橋	㉑中及兩端岑為樓。其中為神祠、以安水怒。(宣徳年間)
		万安橋	㉒乾隆十九年、……架亭七間、中祀觀音大士・元天上帝神像。
	漳平県	燕溪橋	㉓明嘉靖間、……里人祀真武於橋上。
永春州	德化県	龍津橋	㉔越己丑(乾隆34年)、……亭高一丈二尺、長如橋。……橋南蓋一小祠、北接市肆。中屋觀音大士龕。

伝統中国社会と廊橋

典拠：①道光『屏南県志』巻2、津梁。②同前。③崇禎『長楽県志』巻2、経略志、橋渡。④乾隆『永福県志』巻2、建置、津梁。⑤弘治『興化府志』巻52、工紀1、道路志、橋、莆田県。⑥康熙『仙遊県志』巻14、里図志、功建里、橋。⑦同、巻21、里図志、永興里、橋。⑧同、巻24、里図志、香田里、橋。⑨康熙『漳州府志』巻6、規制下、橋梁、龍溪県。⑩乾隆『龍溪県志』巻6、水利、津梁。⑪道光『平和県志』巻2、津梁志。⑫康熙『沙県志』巻11、雜述志、古蹟。⑬嘉靖『建陽県志』巻6、藝文志上、橋梁類、王羽「重建朝天橋記」。⑭乾隆『建寧県志』巻5、津梁。⑮民国『建寧県志』巻3、津梁。⑯同前。⑰同前。⑱康熙『寧化県志』巻2、土地部、津梁志。⑲民国『明溪県志』巻10、建置志、橋亭。⑳光緒『福安県志』巻4、山川、橋梁。㉑乾隆『龍巖州志』巻14、藝文志2、記序碑、王源「虎渡橋記」。㉒道光『龍巖州志』巻2、規建志、橋、龍巖州。㉓道光『漳平県志』巻2、規制志、橋渡。㉔乾隆『德化県志稿』橋梁紀。

他に〈文章・学問の神〉といわれる文昌帝君・梓潼帝君を祀るものが⑧⑩の二例ほど存在し、同様の神で文昌帝君と組み合せて祀られることの多い魁星が⑨に一例だけ見られる。また、臨水夫人が祀られているものが①の一例、五顯大帝（華光大帝）を祀る五顯祠が設けられているものが③の一例、十八羅漢を祀るものが⑦の一例だけ見出すことができ、単に「為仏為神之像」「延仏」「神祠」としか書かれていないものが⑫⑭⑮の三例ほど存在する。

近年、屏東県での調査を行った呉燕霞によれば、現在、当地の廊橋で祀られる神としては「観音・臨水夫人・真武帝・五顯大帝が最も多い」という。⁽⁹⁷⁾文昌帝君・魁星を除いて、奇しくも「表5」から得られた神々の名前と合致するものであるが、そうした意味で、廊橋の神龕に祀られる神仏の像、すなわち廊橋での信仰の対象は、明清時代から現在に至るまで変わることなく持続していたといえよう。しかしながら、福建における明清時代の地方志の残存状況による限り、特に現在の行政区画で寧徳市所属の市・県のものとは比較的少なく、また、その記載内容の乏しさとも相俟って、閩東地域の事例はほとんど見出すことができない。⁽⁹⁸⁾すでに「表1」（一〇頁）として提示したように、寧徳市には現時点で確認しえる福建の廊橋の半数近くが現存しているにも拘わらず、明清時代の廊橋で祀られていた神仏を確認することはほぼ不可能なのである。従って、現在、閩東・閩北の廊橋に多く見られる臨水夫人信仰の事例も屏東県の古下花橋にわずか一例しか確認することができなかった。⁽⁹⁹⁾臨水夫人——名は陳靖姑、生没は七六七—七九〇年という——は、福建の〈地方神〉として最も著名なものの一つであるが、寧徳市古田県の大橋鎮中村に祖廟として臨水宮が存在しており、唐代の貞元八年（七九二）の初建とされている。⁽¹⁰⁰⁾臨水夫人は一般に〈婦女・児童の保護神〉といわれているが、中国へ伝来した後、宋元時代を通じて〈女神〉へと変化した観音菩薩との近似性も指摘されている。⁽¹⁰¹⁾また、寿寧県では臨水夫人に「鎮水断洪」の神としての性格も付与されているという。⁽¹⁰²⁾

福建の廊橋に観音菩薩・玄天上帝・臨水夫人等の神明が祀られるということは、それぞれの誕辰には廟会が開かれ、迎神賽会が行われ、唱戲が催されることになる。廊橋における唱戲については、現在でも、南平市政和県の四平戲や同市光沢県の三角戲の存在が伝えられている¹⁰⁾。すなわち、廊橋は神龕の存在を媒介として、それ自体が〈祭祀〉〈社交〉〈商業〉の三位一体の空間と化していたのである。

おわりに

以上、本稿は明清時代の福建における廊橋の存在形態を探るという目的のために当代の廊橋研究から遡及して歴史的な考察を行ってきたが、きわめて初歩的なものに終始したことは否めないであろう。だが、当該時期の福建各地の地方志、特に〈輿図・絵図〉、〈橋名一覽〉および〈橋記〉の分析を通じて、廊橋の存在形態をある程度は復元することができたのではなからうか。

二〇〇〇年代に入ってから活況を呈してきた福建廊橋の現状分析・研究を通じて、廊橋には橋屋という上部構造を有することで顕在化した五つの特徴を見出すことができた。それらは廊橋自体が〈社交空間〉〈祭祀空間〉〈商業空間〉を構成し、また〈風水機能〉をもち、さらには景観の面でも地域の〈ランドマーク〉として存在していたことである。なかでも、明清時代の廊橋には、橋屋内に店舗やマーケット（墟市）が設けられ、また周辺の街市を含めて地域の重要な〈商業空間〉を構成するものが存在していたこと、また橋屋内には神龕が設けられて観音菩薩や玄天上帝・臨水夫人等が祀られることで、廊橋が地域の〈祭祀空間〉となっていたことの二点を、本稿では各地方志の分析を通じて

確認することができた。さらに、廊橋に神龕が設けられることで、それを媒介として廊橋が〈祭祀〉＋〈社交〉＋〈商業〉という三位一体の空間を構成することが必然的に導き出されてくるのである。

なお、本稿では検討することができなかったが、明清時代の廊橋も地域の〈ランドマーク〉すなわち表象的建造物として機能しており、地域社会の統合やアイデンティティに大きく関わっていたように思われる。例えば、沙隰の祥鳳橋は、それ自体が沙溪を跨ぐ長大橋であったが、正徳年間および万暦年間に重建された橋とともに「備に壯麗を極む」といわれており、建陽県において永楽年間に重建された朝天橋も「宏壯華麗」な橋であった。また、松溪県の恵政橋（広蔭橋）は嘉靖年間に「此の橋、大都の勝致なり」「此の橋、大都の巨観なり」と述べられている。^(四)これらの廊橋は県城に直結し、或いは近接するものであったが、まさしく地域を代表する雄壮・華麗な建造物だったのである。それ故に、各地の地方志上には〈橋記〉が数多く残されることになったといえよう。地域社会のなかで廊橋は〈ランドマーク〉としてどのような意味合いをもち、どのような役割を果たしていたのであろうか。実証的かつ具体的な考察は、今後の課題のひとつである。

註

- (1) 陳旭輝「閩北廊橋の功能与特色」『福建文博』二〇一六年一期、七八頁には、福建省北部の俗称が紹介されている。
- (2) 劉敦楨「中国之廊橋」同『劉敦楨全集』第四卷、中国建筑工業出版社、北京、二〇〇七年、所収、六九頁。当該論文の初出年について『劉敦楨全集』には明記されておらず不詳であるが、第四巻が一九四〇年代の著述を集めたものであることを付言しておきたい。
- (3) 世界都市研究会編『倉敷市瀬戸大橋架橋記念館』倉敷市瀬戸大橋架橋記念館、一九八八年、五四・六六頁。

- (4) 張可永「壽寧木拱廊橋民間信仰之橋祀研究」、『合肥工業大學學報』（社会科学版）二〇二一年四期、一一六頁。
- (5) ジョセフ・ニードム／田中淡ほか訳『中国の科学と文明』第一〇巻（土木工学）、思索社、一九七九年、茅以升編『中国古橋技術史』北京出版社、北京、一九八六年、および唐寶澄編『中国古橋梁』文物出版社、北京、一九八七年。
- (6) 唐寶澄編、前掲『中国古橋梁』七九—九二頁。
- (7) ジョセフ・ニードム、前掲『中国の科学と文明』第一〇巻、特に二〇四頁、唐寶澄編、前掲『中国古橋梁』および小山田了三『橋』（もの）と人間の文化史六六）、法政大學出版局、一九九一年、等、参照。
- (8) ジョセフ・ニードム、前掲『中国の科学と文明』第一〇巻、二二六頁。
- (9) ニードムは『清明上河図』の「開封大橋」（虹橋）をめぐって「知られるかぎりでは、中国に現在、この種の多角形状に跳ね上がった片持ち梁式の橋は存在しない」と述べている。前掲『中国の科学と文明』第一〇巻、二二一頁。
- (10) 寧徳市文化与出版局編『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』科学出版社、北京、二〇〇六年、一五二—一六一頁、沈策「建橋即建廟——閩浙貫木拱廊橋的营建与使用——」『河南教育学院學報』（哲学社会科学版）二〇二〇年一期、一七頁、および韋錦城「福建木拱廊橋造型結構的源流与發展脈絡」『莆田学院學報』二〇二〇年四期、六六—六七頁、等、参照。
- (11) 戴志堅「中国廊橋」福建人民出版社、福州、二〇〇五年、および寧徳市文化与出版局編、前掲『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』。
- (12) 楊敬偉「松溪古橋概述」『福建文博』二〇一〇年四期、吳燕霞「廊橋中的民間信仰——基于福建省屏南縣的田野調查——」『東南學術』二〇一二年五期、連明森「德化古廊橋」『中国文化遺產』二〇一五年五期、王建成「閩北光沢看古廊橋」『旅游』二〇一六年三期、張玉文「福安古代橋梁的類型与特徵」『福建文博』二〇一七年一期、王志明「政和县古廊橋的類型与特色」『福建文博』二〇一七年四期、周丕鏢「閩侯建古代木拱廊橋初探」『福建文博』二〇一九年三期、温良卿「閩西客家地、廊橋韻味長——閩西古代廊橋調查——」『炎黃地理』二〇二一年二期、および張可永、前掲「壽寧木拱廊橋民間信仰之橋祀研究」等。
- (13) 出田肇「中国木造屋根付橋」地域環境研究所、一九九八年。なお、出田の著作としては『日本の屋根付橋——四国奥伊予——』地域環境研究所、一九九七年、『世界木造屋根付橋便覧』出田肇、二〇〇五年、等が出版されている。
- (14) 註（15）参照。

- (15) 茅以升編、前掲『中国古橋技術史』、戴志堅、前掲『中国廊橋』、寧徳市文化与出版局編、前掲『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』のほか、潘洪萱／武部健一編訳『中国名橋物語』技報堂出版、一九八七年、李長傑編『桂北民間建築』中国建築工業出版社、北京、一九九〇年、沈策、前掲『建橋即建廟』、韋錦城、前掲『福建木拱廊橋造型結構的源流与發展脈略』等。
- (16) また、林思翔『寧化客家屋橋』『福建郷土』二〇一五年三期、四二頁、参照。
- (17) また、上田信『風水という名の環境学——気の流れる大地——』〔図説中国文化百華〇一五〕農山漁村文化協会、二〇〇七年、一一八頁、参照。
- (18) 王世懋については『閩部疏』小序に「歳甲申、詔起為閩督学使者」とある。また周亮工については、錢実甫編『清代職官年表』第三冊、中華書局、北京、一九八〇年、一七六—一七六七頁および一九七八—一九七九頁、参照。
- (19) 川勝守『東アジア石橋の比較技術史——中国江南虹橋と日本九州眼鏡橋における環境の役割——』九州文化史研究所紀要三九号、一九九四年、相田洋『橋と境界』同『橋と異人——境界の中国中世史——』研文出版、二〇〇九年、所収（原載は『中国史学』一五号、二〇〇五年）。
- (20) 川勝守、前掲『東アジア石橋の比較技術史』四三九・四四二頁。
- (21) 相田洋、前掲『橋と境界』一九九・二〇三・二一五頁。
- (22) 戴志堅、前掲『中国廊橋』、寧徳市文化与出版局編、前掲『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』および国家文物局編『中国文物地圖集・福建分冊』上・下、福建省地圖出版社、福州、二〇〇七年。また、註(12)の各論文を参照。
- (23) 連明森、前掲『徳化古廊橋』。
- (24) 長谷川英男・伊東孝・市古太郎『日本の屋根付き橋の全国調査とその概要』『土木史研究』二〇号、二〇〇〇年。
- (25) 寧化県の調査については、稲田清一『福建寧化県「黄通の乱」関係史跡・史料調査記録』『甲南大学紀要』〈文学編〉一六〇号、二〇一〇年、同『福建省寧化県檔案館所蔵資料紹介』『甲南大学紀要』〈文学編〉一六一号、二〇一一年、同『謝氏族譜と地籍史料についての覚え書き——福建省寧化県の事例から——』吉尾寛編『民衆反乱と中華世界——新しい中国史の構築に向けて——』汲古書院、二〇一二年、所収、森正夫『民衆反乱史研究とフィールドワーク——明末清初福建省寧化県における黄通の抗租反乱に即して——』吉尾寛編、前掲『民衆反乱と中華世界』所収、および三木聰『乾隆年間の福建寧化県における長閩抗租について——新史料二種の紹介』

- を中心に——」同『伝統中国と福建社会』汲古書院、二〇一五年、所収（原載は吉尾寛編、前掲『民衆反乱と中華世界』所収）、参照。
- (26) 中華人民共和国新編『連城県志』巻九、交通、第一章、線路、第三節、橋梁、一、古橋（群衆出版社、北京、一九九三年、二八七頁）。また、戴志堅、前掲『中国廊橋』一〇四頁では「始建」が康熙二十三年（一六八四）で、長さは「二八・二メートル」と書かれているが、温良卿、前掲『閩西客家地、廊橋韻味長』七〇頁によれば「始建」は明代の万暦年間で、康熙二十三年（一六八四）は「重修」の年であり、「橋長二八メートル」であるという。
- (27) 馬伝永「連城県四堡郷馬屋村民間習俗」楊彦杰編『閩西的城郷廟会与村落文化』国際客家学会・海外華人研究社・法国遠東学院、香港、一九九七年、所収、三三〇頁。
- (28) 厦門大学閩台建築文化研究所編『三明市寧化県石壁鎮保護与發展規画』同研究所、厦門、二〇〇九年、二八頁。
- (29) 国家文物局編、前掲『中国文物地図集・福建分冊』下、五三五頁、および厦門大学閩台建築文化研究所編、前掲『三明市寧化県石壁鎮保護与發展規画』二二五頁。
- (30) 中華人民共和国新編『寧化県志』巻一〇、交通、第一章、陸路交通、第一節、橋梁、一、古橋（福建人民出版社、福州、一九九二年、二九三頁）。
- (31) 戴志堅、前掲『中国廊橋』一二五頁。
- (32) 林思翔、前掲『寧化客家屋橋』四二頁。
- (33) 戴志堅、前掲『中国廊橋』一二五頁では「長さは八〇メートル」とされ、林思翔、前掲『寧化客家屋橋』四二頁では「全長六〇メートル」と書かれている。
- (34) 康熙『寧化県志』巻二、土地部、津梁志には「其在邑治之水西門者、曰双虹橋（紹定間、燬。淳熙間、建、又圯。知県事林公玉又建、又圯。永樂間、又建又圯。崇禎□年、砌石為墩、架板其上。今仍之）」と書かれており、康熙県志の段階で橋屋は存在しなかったようである。なお、明清時代における福建の地方志の記載によれば、ほぼ、橋梁が洪水・大水によって損壊・流失した場合は「圯」と、火災によって焼失した場合は「燬」と表現されている。
- (35) 康熙『寧化県志』巻一、土地部、疆域志には「其在県之東北九十里、為招賢里。領図者三。為墟者一、曰水西（毎月以一六旦）」とあり、民国『寧化県志』巻四、城市志「一、坊巷・墟市・郷村には「其在県之東北九十里、為招賢里。為墟者三、曰水茜（毎月以一六

日)、日廟前(毎月以三八日)、日沿口(毎月以四九日)」とある。

- (36) 陳利華「試論閩北廊橋内伝承困境与廊橋礼俗的生命走向」『武夷学院学报』二〇一四年三期、一七頁には、閩北では同様の城市が「橋市」と称されているとあり、また具体的な事例として南平市順昌県の文昌橋・万載橋・泰亨橋、建陽県の龍鳳橋、浦城県の鎮安橋が挙げられている。

- (37) 戴志堅、前掲『中国廊橋』一二〇頁。

- (38) 本文四七頁、「写真8」参照。

- (39) なお、弘治『八閩通志』卷一九、地理、橋梁、延平府、永安県にも「会清橋」の名を見出すことができる。因みに雍正『永安県志』卷二、疆域、橋には「会清橋・卓步橋(俱貢川)」とあるのみで、道光『永安県統志』卷三、津梁史には橋名さえ記されていない。

- (40) 中国科学院北京天文台編『中国地方志聯合目錄』中華書局、北京、一九八五年、五一七―五四八頁。

- (41) 「記」という文章については、宋代に関するものであるが、梅村尚樹「宋代学記の変遷」『東洋史研究』八〇卷三号、二〇二二年、参照。

- (42) 崇禎『汀州府志』卷七、建置誌、橋梁、長汀に「済川橋(麗春門外、俗呼水東橋。……)」とある。

- (43) 本文四四頁、参照。

- (44) 乾隆『長汀県志』卷六、城池、橋梁の「太平橋」には「乾隆庚子年、橋面頽壞。貢生葉訓、独力重修」とあり、同じく「惠政橋」には「乾隆丙申年、又圯。邑令田錫元、議裁冗款重建」と書かれている。なお、乾隆『長汀県志』は、乾隆四十七年(一七八二)の刊行である。

- (45) 康熙『沙県志』卷四、經政志、橋梁、祥鳳橋、田一偶「重建祥鳳橋記」に「橋凡広三丈四尺、長一百丈餘、為石墩一十三座、為屋八十三間。工始於戊寅年七月十五日、落成于辛巳年九月初十日」と見える。「戊寅年」は万曆六年(一五七八)、「辛巳年」は同九年(一五八一)である。また、三木聰「沙県——清代福建の一地方社会——」同『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、所収(原載は『史朋』二四号、一九九一年、一一八―一九頁、参照)。

- (46) 道光『沙県志』卷四、經政、渡橋の「祥鳳橋」には「至乾隆甲申、又為洪水冲壞。今只遺石墩一十三座」とあり、民国『沙県志』卷四、水利、橋の「祥鳳橋」には、その後の状況として「歳久橋不復建、石墩亦崩。今惟存一墩於中流而已」と書かれている。なお、

張卿雄『祥鳳橋話古』沙県非物質文化遺産叢書編纂委員会編『沙県掌故史話』厦門大学出版社、厦門、二〇一七年、所収、一八七頁には、一九六四年に撮影された一枚の写真が掲載されている。そこには沙県城の南門付近から対岸にかけて浮橋と簡単な板橋(桁橋)とが途中で連結されたものが架けられており、併せて「祥鳳橋の原址」として一個の石墩が写し出されている。

(47) 三木聰、前掲『沙県』一一五頁。

(48) 康熙『建陽県志』巻首には「輿地図」として万暦県志のものを踏襲した各里の輿図が記載されているが、その「崇化里」では登雲橋が廊橋として明確に描かれている。

(49) 万暦『建陽県志』巻一、輿地誌、橋梁に「雲衢橋在崇化里書坊。歩雲橋在書坊溪尾。興文橋在書坊南。同文橋在書坊黃墩。登雲橋在書坊石溪。狀元橋在書坊西」とある。建陽県書坊については、井上進『中国出版文化史——書物世界と知の風景——』名古屋大学出版会、二〇〇二年、および李子帰『明代建陽の書戸与書坊』『香港大学中国研究所紀要』六六期、二〇一八年、等、参照。

(50) 嘉靖『建陽県志』巻三、封域志、郷市の「書市」には「在崇化里、比屋皆鬻書籍。天下客商、販者如織。每月以一六日集」と書かれている。

(51) 万暦『建陽県志』巻一、輿地誌、橋梁の記載の末尾近くに「以上、橋伍拾捌座、現存」とあり、加えて二橋名と各々の説明があつて、最後に「以上、橋二座、今廢」と書かれている。

(52) 龜山橋は、乾隆『将楽県志』巻首、「県城図」にも廊橋として描かれている。また、同県志、巻三、土地部、水利、橋梁の「龜山橋」によれば、当該橋は康熙五十四年(一七一五)に流失(圯)した後に重建され、乾隆十年(一七四五)と同十五年(一七五〇)の二度にわたって重修されたという。

(53) 現在の東関橋については、戴志堅、前掲『中国廊橋』九一—九二頁、参照。

(54) 万安橋については、戴志堅、前掲『中国廊橋』四五—四七頁、および寧徳市文化出版局編、前掲『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』一六—一八頁、参照。

(55) 中国科学院北京天文台編、前掲『中国地方志聯合目錄』五二九頁、参照。

(56) 万暦『古田県志』巻三、経略志、橋渡の「龍江公濟橋」には「在横溪里。宋時建、累石為墩五、構亭其上」と書かれている。

(57) 道光『屏南県志』巻二、津梁には「長橋、両溪相接、亘如長虹。按古志、一名龍江公濟橋。宋時建、疊石為墩五、構亭於其上。乾

隆七年、重建有亭」とある。

(58) 寧徳市文化出版局編、前掲『寧徳市虹梁式木構廊屋橋考古調査与研究』(二二—二六頁、参照)。

(59) 康熙『松溪県志』卷一、地理志、橋渡には「平政橋」について「覆屋三十二間」と、「永鎮橋」について「覆屋十餘楹」と、また「披塘橋」について「中為漢寿亭侯祠」と書かれている。

(60) 戴志堅、前掲『中国廊橋』六二—六三頁、参照。

(61) 乾隆『閩清県志』卷二、津梁に見える九の廊橋のうち四橋について「有亭」と表現されている。

(62) 道光『漳平県志』卷二、規制志、橋渡に見える一〇の廊橋のうち八橋について「有亭」と記されている。

(63) 康熙『松溪県志』卷一、地理志、橋渡には「乘駟橋」について「宋建炎間建、後廢。紹興末、黃明重建、復圯於水」と書かれている。

(64) 康熙『松溪県志』卷七、職官志、題名、教諭、明、「張湜」。

(65) 康熙『松溪県志』卷七、職官志、題名、教諭、明、「洗文淵」。

(66) 崇禎『長樂県志』卷八、選舉志、進士、国朝、「成化」十七年(辛丑)王華榜。また、同県志、卷七、人物志、名臣、国朝には劉廷選の伝が残されている。

(67) 康熙『松溪県志』卷七、職官志、題名、教諭、明、「梁彦錦」。

(68) 康熙『松溪県志』卷八、選舉志、举人、明、「嘉靖七年戊子科」。

(69) 徐民式の進士及第については、乾隆『重修浦城県志』卷八、選舉、科目、進士、「万曆八年庚辰張懋修榜」、応天巡撫の在任期間については、呉廷燮『明督撫年表』卷四、応天(同書、上、中華書局、北京、一九八二年、三六九頁)。また、濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』(東京大学出版会、一九八二年、三五五—三六六頁、参照)。

(70) 高光国・潘拱辰の知県就任については、康熙『松溪県志』卷七、職官志、題名、知県、国朝、「高光国」および「潘拱辰」。

(71) 本文二八頁、「図9」参照。

(72) この記事に見える「呂侯琨瑚陳公」は知県陳惟珪、「二尹朱公」は県丞朱恒、「三尹王公」は主簿王之道、「邑尉陸公」は典史陸科、「邑博張公・葉公」は教諭張浩と訓導葉茂元である。康熙『松溪県志』卷七、職官志、知県、明、同、丞、明、同、主簿、明、同、典

史、明、同、教諭、明、および同、訓導、明による。なお、登雲橋について、同県志、卷一、地理志、橋渡、橋には「登雲橋、在県北。元至正間、范文正建。後圯。明嘉靖元年、主簿邵軾募建。万曆丙子、魏深重建、有記。国朝康熙五年、邑諸生陳又実重修」と書かれている。

(73) 魏潜の科挙登第については、康熙『松溪県志』卷八、選舉志、進士、明および同、挙人、明による。前者によれば、明代における松溪県出身者の進士及第は僅か七名であり、嘉靖年間以降は魏潜と同年の真憲時の二名だけである。魏潜の伝は、同県志、卷九、人物志、名臣、明に残されている。なお、呉廷燮、前掲『明督撫年表』下、五四三頁によれば、魏潜は天啓五年（一六二五）に湖広巡撫に就任している。

(74) 田一僞の科挙登第については、康熙『大田県志』卷六、選舉、科甲、明、「田一僞」の項による。

(75) なお、当該史料に見える「俞侯」は、万曆五年（一五七七）に沙県知県として就任した俞序である。康熙『沙県志』卷八、官師志、県歴官表、明、神宗の「俞序」の項には「諸暨人。由恩貢、五年任、論去。平易愷悌、与民相安。督建祥鳳橋、民免病涉。邑甚德之」と書かれている。

(76) 王羽は、浙江の杭州府仁和県の出身で、洪武二十四年（一三九一）の進士、官は太常寺少卿に至っている。嘉靖『仁和県志』卷八、科貢、進士、皇明、および卷九、人物、宦蹟、皇明、「王羽」の項。楊亘は、建寧府建安県の出身で、成化十三年（一四七七）の挙人、官は南京太僕寺少卿に至っている。嘉靖『建寧府志』卷一五、選舉上、郷挙、明、「成化十三年丁酉科」には「楊晃」（原名）とその略伝が記載されている。

(77) 陳一元は、福州府侯官県の出身で、万曆二十年（一五九二）の進士である。当該「橋記」の末に「万曆丙午歲季秋之吉、□進士第、文林郎・知南海県事、侯官陳一元撰文」とあるように、当時、彼は広東の広州府南海県の知県として在任していた。また何故、陳一元が「橋記」を撰じたのか、という点については、本文後述の史料にも見られるように、湯寿橋重建に尽力した古田県知県が進士及第の「同年」である王継祀であったことによるものではないかと思われる。なお陳一元の伝は、万曆41『福州府志』卷五〇、人物二、列伝、侯官、明に収められている。

(78) 李宝「論明代福建橋梁建設的成就及原因」『福建文博』二〇二二年二期、参照。

(79) 当時の古田県の地方各官については、乾隆『古田県志』卷五、職官、明、知県・県丞・主簿・典史による。なお、知県王継祀につ

いては、同県志、卷五、名宦、明に「字懋承、帰安人、万曆辛丑進士。令古田、政尚寛厚、一切束湿鉤鉅之術、拳無所用。蓋慈惠長也。修学宮、治城濠、懲金礦之害民、輒橋渡以利涉。凡有益于民者、次第举」と書かれている。

- (80) 「表4」に提示した橋の全てが廊橋であるか否かは必ずしも明確ではない。例えば、漳州府海澄県の月溪橋(⑤)・新橋(⑥)が廊橋であるかは不詳である。特に月溪橋は、崇禎『海澄県志』卷首、図、「海澄県図」では「県城」と「学城」の間に描かれているが、当該図では屋根は付いていない。一六世紀前半に仇英が張昉端のものを模したとされる『清明上河図』は蘇州およびその近郊を描写したものとされているが、「虹橋」の上で四軒の店舗は個別に小屋掛けがなされている。月溪橋の記事に見える「左右居民、架屋貿易其上」も個々の店舗に小屋掛けしたものと理解することもできよう。なお、許棨安・崔陟・李穆編『仇英／清明上河図』文物出版社、北京、二〇〇七年、参照。

- (81) 嘉靖『汀州府志』卷首、汀州府八邑治所図、「寧化県図」および崇禎『汀州府志』誌図、「寧化県図」。なお、新編『寧化県志』卷三一、文物、第一章、歴史文物、第三節、古建筑、一、古橋(福建人民出版社・福州、一九九二年、七八二頁)には、二〇世紀初頭に重修された寿寧橋の写真が掲載されているが、それは城門側の半分が屋根のない石拱橋であるのに対して残りの半分が木伸臂廊橋であるという、きわめて特異な形態の橋であった。

- (82) 万曆『帰化県志』卷首、帰化県図目、「帰化県坊郭図」にも恵利橋は廊橋として描かれている。但し、同県志、卷三、建置誌、橋渡には「貿易」についての記述は見られない。

- (83) 現在でも泰亨橋では定期市(「橋市」)が開かれているという。註(36)参照。

- (84) 康熙『帰化県志』卷二、建置誌、津梁には「画橋、在城西二十五里柳楊里」としか書かれていない。なお、民国『明溪県志』卷一〇、建置志、墟市にも「画橋墟、在県西北二十五里。每逢二七日貿易」と記されている。帰化県は民国二十二年(一九三三)に県名が明溪に変更された。

- (85) 康熙『漳州府志』卷三、疆域、市鎮、寧洋県には「寧濟橋市(在県南)」。青雲橋市」と、乾隆『龍巖州志』卷二、規建志、街市、寧洋県には「寧濟橋市(今廢)」。青雲橋市(毎月三十八日、聚貨交易、曰墟)」と、道光『龍巖州志』卷二、規制志、街市、寧洋県、墟市には「寧濟橋市(今廢)」。青雲橋市(毎月三十八日、聚貨交易)」と、そして同治『寧洋県志』卷三、建置志、街市には「青雲橋市(毎月三十八日、聚貨交易、名曰集墟)」。寧濟橋市(久廢)」と記されている。

- (86) 道光『政和県志』巻二、建置志、津梁、「星溪橋」には「乾隆五十六年、為洪水衝塌。嘉慶五年、知県王宗徽、以邑中通衢、人皆病涉、捐俸倡建、举邑紳魏漢蟠・秦宗培・秦得需・孫喬樑・趙城瑤・余大賓・范成名・金時彦・楊曰泰・楊曰瑞・趙定功・范維陽・吳学賢・范大經・范正芳・劉文炎等、勸捐督建。閏歲落成、費錢二千六百餘緡。又置橋店三十四間、每年徵租、以資修葺。店佃逋租、名存実亡」と記されている。
- (87) 道光『政和県志』巻二、建置志、坊郷、街市に「直街、隸陞朝坊、自県治前、抵南薰門。仁美街、隸愷悌坊、自星溪橋、抵英節廟」とある。
- (88) 康熙『連城県志』巻二、輿地志、坊里、街には「十字街〔譙樓前。南通文川橋、東接接官亭、西通福僊觀、北抵県治〕。……小街・水南街〔俱県南文川橋前〕」と記されている。
- (89) 崇禎『汀州府志』巻一、方輿誌、街市、郡治、長汀には「水東街〔済川橋東、直上接太平橋〕とあり、また「水東街市〔済川橋左〕」とある。乾隆『長汀県志』巻六、城池、街市には「水東街〔済川橋東、上至太平橋、中為大井頭。馬方伯坊、跨其中。今廢〕とあり、また「水東門市〔即水東街市、在済川橋左〕」とある。
- (90) 王廷掄『臨汀考言』巻一七、檄示、「禁米牙店家、通同奸販、糶米出境」。
- (91) 三木聰「中国福建の社会空間」島田竜登編『一六八三年——近世世界の変容——』（歴史の転換期七）、山川出版社、二〇一八年、所収、一七六一―一八一頁。
- (92) 王廷掄『臨汀考言』巻一、碑記、「統成太平橋記」の冒頭には「郡城東関登俊坊之太平橋、前太守靈寿傅公浼風之所剏造也。是橋東聯省会、西達豫章、南通東粵、貿遷有無者、往來假道焉」と書かれている。
- (93) 陳旭輝、前掲「閩北廊橋の功能与特色」七九頁。
- (94) 吳燕霞、前掲「廊橋中の民間信仰」一九六頁、陳旭輝、前掲「閩北廊橋の功能与特色」七九頁、沈策、前掲「建橋即建廟」二〇頁、および黃統「論中国木拱廊橋建築的营造技藝及其保護策略」『藝術百家』二〇一三年八期、八八頁、等、参照。
- (95) 吳燕霞、前掲「廊橋中の民間信仰」一九七頁。また、玄天上帝については、窪徳忠『道教の神々』平河出版社、一九八六年、一五二―一五五頁、参照。
- (96) 文昌帝君・梓潼帝君・魁星については、窪徳忠、前掲『道教の神々』一六二―一六九頁、および二階堂善弘「文昌帝君と書院——台

湾における文昌帝君廟を例に——『東アジア文化交渉研究』四号、二〇一一年、参照。

(97) 吳燕霞、前掲「廊橋中の民間信仰」一九六頁。

(98) 例えば、〈福建木拱廊橋文化の郷〉といわれる寿寧県について、馮夢龍の著作として有名な崇禎『壽寧待志』には橋梁の記載がなく、康熙『壽寧県志』には橋梁の記載はあるものの（巻二、建置誌、津梁）、廊橋や神龜・神仏については全く記されていない。

(99) 吳燕霞、前掲「廊橋中の民間信仰」および張可永、前掲「壽寧木拱廊橋民間信仰之橋祀研究」参照。

(100) 臨水夫人については、取り敢えず、葉明生「女神陳靖姑の儀礼と芸能伝統」野村伸一編『東アジアの女神信仰と女性生活』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、所収、および徐曉望「臨水夫人考」同『福建民間信仰論集』光明日報出版社、北京、二〇一三年、所収（原載は『海峽兩岸文化交流』史料第一輯、華藝出版社、北京、一九九〇年、所収）、唐詩瑀「臨水夫人信仰研究——以地方史書・史料記載及伝説故事發展為例——」『史匯』一〇期、二〇〇六年、龔俊文・陳業新「歴史景観地理視角下的明清福建臨水夫人信仰研究」『中国農史』二〇一二年六期、等、参照。

(101) 徐曉望、前掲「〈臨水夫人〉考」二〇八頁。

(102) 張可永、前掲「壽寧木拱廊橋民間信仰之橋祀研究」一一七頁。

(103) 野村伸一「四平戯（その2）——福建省政和県木洋村の祭祀藝術——」『慶應義塾大学日吉紀要』〈言語・コミュニケーション〉三八号、二〇〇七年、および王建成、前掲「閩北光沢看古廊橋」参照。

(104) 祥鳳橋・朝天橋・恵政橋については、それぞれ、康熙『沙県志』巻四、経政志、橋梁、「祥鳳橋」、嘉靖『建陽県志』巻六、藝文志上、橋梁類、王羽「重建朝天橋記」および康熙『松溪県志』巻一〇、藝文志、文、葉儒「重修恵政橋記」による。

〔付記〕 これまで私が廊橋の研究を進める過程で、金沢大学名誉教授持井康孝氏より関連文献の紹介から入手に至るまで数多くの御教示・御援助を頂いた。ここに記して深甚の謝意を表する次第である。

